

第 2 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和元年6月18日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和元年6月18日(火曜日)

午前9時58分開議
午後0時18分休憩
午後0時59分開議
午後1時33分閉会

本日の会議に付した事件

令和元年度主要事業等説明

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第15号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①【蒲島県政3期目】創造的復興に向けた重点10項目について
- ②地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- ③熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ④熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕
副委員長 竹崎 和虎
委員 城下 広作
委員 溝口 幸治
委員 淵上 陽一
委員 増永 慎一郎
委員 岩田 智子
委員 島田 稔

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一
教育理事 青 木 政 俊
教育総務局長 野 尾 晴一朗
教育指導局長 牛 田 卓 也
教育政策課長 上 塚 恭 司
学校人事課長 磯 谷 重 和
社会教育課長 井 芹 護 利
文化課長 中 村 誠 希
施設課長 川 元 敦 司
高校教育課長 那 須 高 久
義務教育課長 古 田 亮
特別支援教育課長 牛 野 忠 男
学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希
人権同和教育課長 井 上 大 介
体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 小 山 巖
警務部長 志 賀 康 男
生活安全部長 林 修 一
刑事部長 甲 斐 利 美
交通部長 古 庄 幸 男
警備部長 原 秀 二
首席監察官 開 田 哲 生
参事官兼警務課長 平 良 俊 司
参事官兼会計課長 荒 木 伸 一
参事官
兼生活安全企画課長 上 田 栄 治
参事官兼刑事企画課長 中 川 成 記
参事官兼交通企画課長 井 上 智
参事官兼警備第一課長 奥 村 一 精
総務課長 中 尾 政 広
少年課長 二子石 和 浩

交通規制課長 原 田 聖 哉

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○山口裕委員長 ただいまから第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回教育警察常任委員会におきまして、委員長に選任されました山口でございます。

竹崎副委員長とともに、誠心誠意、委員会運営に努めてまいりますので、どうぞ執行部の皆様、よろしくお願い致します。

委員の皆様におかれましても、御指導、御鞭撻いただきますようよろしくお願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。（拍手）

続いて、竹崎副委員長から挨拶をお願いします。

○竹崎和虎副委員長 第1回教育警察常任委員会で副委員長に選任いただきました竹崎和虎でございます。

山口委員長を支え、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。委員の皆様方、そして執行部の皆様方、御協力をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○山口裕委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、自己紹介は、本日出席の課長以上をお願いします。

それでは、教育委員会古閑教育長から順次をお願いします。

（教育長～体育保健課長の順に自己紹介）

○山口裕委員長 次に、警察本部小山本部長から順次お願いいたします。

（本部長～少年課長の順に自己紹介）

○山口裕委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い致します。

それでは、教育委員会、警察本部の順に主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明の後、一括してお受けしたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔をお願いします。

それでは、教育長から付託議案等も含めて総括説明をお願いして、続いて、各担当課長から主要事業について、資料に従い、順次説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 教育警察常任委員会の山口委員長、竹崎副委員長を初め各委員におかれましては、この1年間、本県の教育行政につきまして、御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

教育長に就任しまして最初の委員会でもありますので、議案の説明に先立ちまして、教育長としての考えなどを述べさせていただきます。

今年度は、蒲島県政3期目の総仕上げの年であり、南部九州総体やラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会が開催されるなど、記念すべき大事な年であります。

加えまして、働き方改革の推進や、来年度からは新しい学習指導要領が段階的に導入され、また、新たな本県の教育プランや教育大綱も策定が予定されております。

ことは、まさに変革、節目の年であると考えております。このような時期に教育長に就任しましたことは、その果たす役割や責任の重さに身の引き締まる思いであります。

やらなければならないことは多くありますが、あえて3点について申し上げます。

1点目は、命を守る教育、安全で安心な学校づくりであります。

子供たちの命を守る教育、そして安全で安心な学校づくりは、学校教育の基本であります。これを徹底していく必要があると考えております。

このため、4月には、学校安全・安心推進課を新設し、いじめ防止などの子供の安全、安心に係る危機管理を小中高一元化し、より専門性を高め、迅速な対応を図っていくこととしております。

また、熊本地震の影響により心のケアが必要な子供たちに対しても、引き続きスクールカウンセラー等による支援の充実を図ってまいります。

2点目は、時代の変化に応じた教育ということです。

少子高齢化やICT化、グローバル化など、物すごいスピードで時代や社会が変化していく中で生き抜いていく、さらには夢や幸福を実現していくために、子供たちが生きる力や考える力を身につけるようにしていくことがますます重要となります。

また、その土台となるのが、命を大切にする、他者への理解や思いやり、家族や郷土、国を愛する心などです。時代に応じて変えていく部分と変えてはいけない部分、双方がしっかりと身につくように育んでまいります。

3点目は、学校の魅力づくりとその情報発信です。

これまでも特色のある学校づくりに取り組み、成果も出ておりますが、一方で、少子化の影響等で定員割れ等の地域も見られます。今後もおお一層、地域の皆様や地元市町村とも一緒になって、魅力ある学校づくりに力を入れてまいります。あわせて、このような取り組みを広く県民に知っていただくために、情報発信にも努めてまいります。

これからも、県の教育プランや大綱に掲げた目標やそのさまざまな課題に対して、子供たちのためにという原点を忘れずに、委員各位の御意見をお聞きしながら、何事にも前向きに取り組んでいきたいと考えております。

なお、今年度、教育委員会が取り組みます主要事業等につきましては、この後、各課長から説明をいたします。

続きまして、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係1議案、報告3件でございます。

まず、議案第1号、令和元年度熊本県一般会計補正予算につきましては、国からの委託事業について、総額200万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

次に、条例等関係につきましては、議案第15号、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について提案をしております。

また、報告関係につきましては、平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告外2件について御報告をさせていただきます。

このほか、その他報告事項として、蒲島県政3期目、創造的復興に向けた重点10項目について、熊本城の復旧状況などを御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○上塚教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、「(令和元年度主要事業及び新規事業)」と記載の資料をごらんください。

まず、1ページは、教育委員会事務局の組織表でございます。

ページ左端の教育長及び教育委員5名から成る教育委員会のもとに、ページ中央に、縦に四角囲みで並んでおります11の課、右上のほうに、各教育事務所などの出先機関で事務局を構成します。

平成31年4月に、下から3番目の四角囲みにあります学校安全・安心推進課を新設しております。これは、生徒指導上の諸問題、いじめや不登校、さらには、学校での防災、安全に関することを集約し、小中高、特別支援学校全般にわたって、系統のかつ総合的に取り組む体制を整備したものです。

2ページから4ページにかけましては、教育委員会及び事務局の名簿となっております。説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

教育委員会全体の令和元年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算の総額は、ページの中ほど、一般会計合計欄になりますが、1,275億8,156万8,000円です。前年度と比較すると、その2つ右の欄になりますが、34億1,794万4,000円の減額となっております。

これは、主に施設課の県立学校施設災害復旧事業及び実習船熊本丸代船建造事業、特別支援教育課の特別支援教育環境整備事業の減によるものです。

各課別の内訳は、表のとおりでございます。

次に、特別会計です。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計、これは、農業高等学校及び水産高等学校の実習教育に要する経費でございます。

次の熊本県育英資金等貸与特別会計、これは、主に高校生に対する奨学金の貸与に関する経費等でございます。

一般会計にこれら2つの特別会計を加えました当初予算総額は、最下段、教育委員会合

計欄のとおり、1,290億8,251万7,000円となり、前年度と比較すると、34億5,585万円の減額となっております。

この後、各課から主要事業及び新規事業を説明いたします。

初めに、教育政策課でございます。

6ページをお願いします。

熊本県教育情報化推進事業です。

事業目的は、ICTの活用により児童生徒の情報活用能力の向上や確かな学力の定着を図るとともに、校務の情報化による教職員の負担軽減を推進するものです。

主な事業といたしまして、事業内容1のICTを活用した「未来の学校」創造プロジェクトでは、タブレットパソコンや電子黒板等の学力向上につながる活用について、授業の実施と教育効果の検証を行うとともに、教員のICT活用指導力向上に向けた研修を実施し、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。

事業内容2のICTを活用した教育活動を支援する取り組みでは、他県等における授業等のICT活用の好事例の収集及びリーレット等による普及などを実施します。

事業内容3の情報モラル・情報安全教育の充実は、学校非公式サイトのネットパトロールや情報安全ファシリテーターの育成及び学校やPTAの研修会等への講師派遣等を実施するものです。

事業内容4の県立学校のネットワーク等の整備は、県立学校におけるパソコンのリース等の環境整備等を行うものでございます。

7ページをお願いします。

上段は、学校における働き方改革推進事業です。

これは、新規事業で、事業目的は、教職員の長時間勤務を改善し、教職員が生き生きとやりがいを持って仕事ができる環境を整備するとともに、子供たちと向き合う時間を十分確保し、質の高い教育を持続的に行うことが

できるようにするものです。

事業内容は、1の学校における教職員の長時間勤務を改善するため、(1)から(4)の4つの取り組みを行います。

また、2の学校業務改善アドバイザーの派遣は、全国の学校の業務改善に携わった経験のある民間の経営コンサルタント等のアドバイザーを学校に派遣し、学校全体で業務改善を実践するとともに、実践事例等を県下全域に普及するものです。

次に、下段は、学校現場における業務改善加速事業です。

事業目的は、文部科学省の委託を受け、業務改善に取り組む市町村をモデル地域とし、実践研究を行い、時間外勤務削減などの取り組みの成果を県内の学校に情報発信するものです。

事業内容は、学校における働き方改革について、実効性のある取り組み等を検討するため、学識経験者などの外部有識者で構成する働き方改革検討委員会を開催するものです。

また、南関町をモデル地域として、ICTを活用した校務の情報化等により教職員の負担軽減を図るとともに、効果的な取り組みについて、県内の学校に普及してまいります。

8ページをお願いします。

上段は、課及び教育事務所運営費のうち、教育庁における障がい者雇用促進事業です。

これは、新規事業で、障害者を非常勤職員として雇用することにより、障害者の継続的な就労のステップとするため、能力の向上を図り、就業機会を広げていくとともに、法定雇用率の早期達成を図るものです。

事業内容は、教育庁において、正職員に準じる一般行政事務を行う非常勤職員6人と定型的な事務補助を行う非常勤職員6人について、身体障害者、知的障害者、精神障害者の種別を問わず雇用するものです。

次に、下段は、教育振興基本計画策定事業です。

これは、新規事業で、事業目的は、新たな県政の基本方針、次期4カ年戦略ですが、これとの整合を図り、本県の教育振興に関する方策を総合的に取りまとめた次期計画を策定するものです。

事業内容は、1の策定検討委員会を開催し、令和2年度中の策定に向け検討を進めてまいります。

9ページをお願いします。

教育振興基本計画推進事業です。

事業目的は、熊本県教育振興基本計画である第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況を把握し、評価することにより、計画の着実な推進を図るものです。

なお、先ほど説明しましたとおり、次期計画については、来年度策定することとしておりますので、それまでの間は、引き続き、第2期教育プランの推進を図ってまいります。

事業内容は、1の推進委員会を開催し、点検、評価について外部有識者等からの意見を求めるとともに、2の点検評価報告書の県議会への報告、県民への公表を行います。また、3の知事の出前ゼミなどを実施します。

10ページをお願いします。

災害時学校支援チーム派遣事業です。

事業目的は、熊本地震の経験や教訓を生かし、県内外で大規模災害が発生した場合に、被災地の学校教育の早期復旧を支援するとともに、学校の防災体制の強化を図るものです。

事業内容は、1にありますように、防災の専門知識と災害時対応力を備えた教職員を養成し、2のとおり、大規模災害が発生した場合には、支援チームを被災地へ派遣します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

11ページをお願いします。

上段は、障がい者就労支援事業です。

事業目的は、障害者を高等学校等の補助員として任用し、校内におけるさまざまな業務に従事することにより、就労に向けて必要な能力や各種技能等の習得につなげるとともに、障害者雇用率の改善を図るものでございます。

事業内容は、全ての県立学校に障害者を学校補助員として69人配置し、校内におけるさまざまな業務に従事するものです。

主な業務内容は、データ入力等の事務作業、農場等の除草、印刷業務等になります。平成30年度は30人、令和元年度は、増員しまして69人しております。

次に、11ページ下段は、教育サポート事業のうち、スクールサポートスタッフでござい

ます。これは、新規事業で、事業目的は、障害者をスクールサポートスタッフとして任用し、教員の業務支援に従事することにより、教員が児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するとともに、障害者雇用率の改善を図るものでございます。

事業内容は、市町村立学校へスクールサポートスタッフを10人配置し、校内におけるさまざまな業務に従事するものです。

主な業務内容は、学習プリント等の印刷、配付準備になります。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページ上段は、就学支援金交付等事業でござい

ます。事業目的は、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより、公立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与するというものでございます。

事業内容は、保護者等の収入に照らして、経済的負担を軽減する必要があるという生徒に対しまして、授業料と同額の就学支援金を

交付します。

なお、交付する就学支援金は、学校が生徒本人にかわって受領し、生徒が納付すべき授業料と相殺をいたします。

また、交付対象外の生徒の授業料について、金融機関に徴収等に関する事務を委託します。

次に、12ページ下段、教員の指導力向上事業です。

この事業は、県立学校において既に取り組んでいるものですが、今回、市町村立学校にも導入するものです。

事業目的は、すぐれた指導力を有するスーパーティーチャーが、他の教員に対して指導及び助言を行うことにより、教員の人材育成、指導力及び児童生徒の学力の向上を図るものでございます。

事業内容は、スーパーティーチャーを県立学校に13人、市町村立学校に5人配置し、所属校のみならず、近隣校を中心に他校にも出向いて、他の教員に対して、指導及び助言等を行います。

また、スーパーティーチャーが他校へ出向き、指導、助言等を行う際、非常勤講師が所属校においてかわりに授業等を担当します。

以上でござい

ます。よろしくお願

い

たい

ます。事業目的のところですが、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生していく地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働本部の整備を進め、放課後子供教室、地域未来塾等の活動を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図るものです。

主な事業内容ですが、1の県統括コーディ

ネーター配置事業は、5名の県統括コーディネーターを5つの教育事務所に配置し、県内の活動の充実等のため、市町村教育委員会や学校に対し、指導、助言を行うものです。

4の地域学校協働活動推進費補助事業は、国の補助事業で、各市町村が実施する協働本部の設置や推進員の配置等の体制整備、放課後子供教室や地域未来塾等の取り組みに対して、国、県、市町村、各3分の1の割合で補助を行っているものです。

14ページをお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく家庭教育支援の推進でございます。

事業目的は、くまもと家庭教育支援条例に基づくさまざまな取り組みを進めることで、子供の健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指すというものです。条例の内容について、さらに周知を進めるとともに、関係機関との連携、協力による家庭教育力の向上を図るものでございます。

主な事業内容ですが、4の親の学びの支援として、(1)保護者が子育てについて学ぶ参加体験型の学習活動、親の学び講座や(2)人材養成のための研修会の開催のほか、(3)県内全市町村に幼稚園、保育所等の推進園を設けて、親の学び講座の普及啓発を行うこととしております。

15ページをお願いいたします。

「熊本の心」活用推進事業です。

県内の全ての小中学校で使用されている道徳教育用郷土資料「熊本の心」を県民全体に広げる取り組みや熊本の心(助け合い 励ましあい 志高く)の普及啓発を行うものです。

主な事業内容ですが、1の「熊本の心」をテーマとした作文の募集、表彰や、3の「熊本の心」県民大会の開催等を行うこととしております。

16ページをお願いいたします。

上段は、青少年教育施設管理運営費です。

事業目的ですが、県立青少年教育施設は、健全な青少年の育成、県民の生涯学習の振興に資することを目的に設置されておりますが、効果的、効率的な運営を図るために、県内4つの施設に平成21年度より指定管理者制度を導入しております。

主な事業内容ですが、学校の集団宿泊や大学、企業等の研修の受け入れ、施設の管理運営に関する業務等を行っております。

下段は、青少年教育施設機能保全事業です。

4つの施設とも、昭和から平成10年までに設置したもので、利用者へ安全で教育効果が高い研修機会を提供するために、計画的かつ効率的な補修や改修工事を行うものです。

主な事業内容ですが、今年度は、天草青年の家の本館等の改修やあしきた青少年の家の空調設備、給水設備等の改修を行うこととしております。

社会教育課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

17ページをお願いいたします。

文化財災害復旧事業です。

事業目的は、熊本地震により被災した文化財の早期復旧と適切な保存のための復旧支援の推進です。

事業内容として4つございます。

1、指定・登録文化財に対する補助は、文化財保護法等に基づく指定文化財等の復旧について、従来からある補助スキームによる県補助です。国指定文化財5件、県指定文化財3件、国登録有形文化財1件を予定しております。

2、民間所有者負担の軽減は、指定文化財等の復旧に係る民間所有者負担を軽減するための補助であり、国指定1件、県指定2件、市町村指定7件、国登録1件を予定しております。

3、未指定文化財に対する補助は、未指定の歴史的建造物及び未指定の動産文化財の復旧に係る民間所有者負担を軽減するための補助であり、未指定歴史的建造物23件、未指定動産文化財4件を予定しています。

4、未指定文化財に係る検討委員会の運営は、未指定文化財への補助に当たり、文化財的価値の評価や復旧工法の妥当性等について、専門的観点から検討する委員会の運営に係るものです。

18ページをお願いします。

今御説明しました文化財復旧への補助及び民間所有者の負担軽減について、図であらわしています。

指定文化財は、指定の状況に応じて、国補助、県補助、市町村補助がございまして、濃い網かけ部分がそれをあらわしています。残りを民間所有者が負担しますが、その民間所有者負担の2分の1を復興基金を財源として補助します。図の指定文化財の帯グラフの右側に、復興基金と記載している箇所がそれをあらわしています。

次に、未指定文化財の帯グラフをごらんください。

未指定の歴史的建造物や動産文化財に対しましても、民間所有者負担の2分の1または3分の2を文化財基金から補助し、民間所有者の負担軽減を行っています。

この文化財基金について補足いたします。

地元経済界を初め、県内外からの寄附金を原資に、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を平成28年10月に設置し、これによって、指定文化財から未指定文化財に至るまで、切れ目なく手厚い支援制度を整備しています。

下段の被災文化財復旧状況のグラフをごらんください。

熊本地震による文化財の被災数は、国指定、県指定、国登録合わせて159件であり、年度ごとの復旧状況を累計であらわしていま

す。平成30年度までに111件が復旧しています。

次に、19ページをお願いいたします。

上段は、「熊本歴史文化の森」魅力発信事業です。

これは新規事業で、事業目的は、国際スポーツ大会の開催並びに熊本城大天守の外観復旧に合わせて、国内外からの本県来訪者に対して熊本の歴史文化の魅力発信を行うとともに、熊本城周辺の文化施設等の入場者増加を図るものです。

事業内容として2つございまして。

1、外国人に向けての情報発信等は、熊本城周辺の文化施設と共同で多言語の施設紹介ガイドブックを作成し、また、美術館、装飾古墳館のホームページの多言語化や美術館の館内サイン等を整備するものです。

2、熊本の歴史文化の魅力発信は、熊本の日本遺産を紹介するポスター及びリーフレットを作成し、PRを行います。また、美術館では、熊本城大天守外観復旧特別公開と合わせた企画展として、「熊本城と武の世界」を開催するものです。

19ページ下段から20ページにかけて、県立美術館本館改修整備事業、県立美術館分館管理運営費及び古墳館保全計画です。

いずれも事業目的は、利用者の安全確保及び満足度の向上並びに施設設備の長寿命化を図るため、改修等を行うものです。

まず、県立美術館本館改修整備事業をごらんください。

事業内容は、築43年が経過した県立美術館本館では、平成26年度から計画的に改修を進めており、今年度から令和2年度にかけて、2階展示ケース空調、照明の更新、多目的トイレ改修等の工事と事務棟LED化、1階及び2階展示室木床更新の設計を行うものです。

おめくりいただきまして20ページ上段、県立美術館分館管理運営費の事業内容です。

改築後27年を経過した県立美術館分館では、平成28年度から計画的に改修を進めており、今年度から令和2年度にかけて、受変電設備更新、空調設備更新、天井大規模改修、照明LED化等の工事を行うものです。

下段の古墳館保全計画の事業内容です。

築27年を経過した県立装飾古墳館では、平成30年度から計画的に改修を進めており、今年度、空調設備更新、外壁改修、屋上防水改修等の工事を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

21ページをお願いいたします。

上段は、県立高等学校施設整備事業です。

事業目的は、施設の老朽化による危険箇所の改修やライフライン設備の更新等により安全性を確保するとともに、段差解消やトイレ改修等により学習環境を整備するものです。

事業内容は、1の工事については、熊本高校電気設備改修ほか9件を行い、2の設計については、第二高校駐輪場改築ほか17件を行います。

次に、下段は、特別支援学校施設整備事業です。

事業目的は、施設の老朽化による危険箇所の改修やライフライン設備の更新等により安全性を確保するものです。

事業内容は、1の工事については、盲学校校舎屋上防水改修ほか3件を行い、2の設計については、熊本支援学校高等部棟屋上防水改修ほか6件を行います。

22ページをお願いします。

上段は、校舎新・増改築事業です。

事業目的は、県立高等学校施設の安全性を確保し、機能の向上を図るため、老朽施設の改築等を行うものです。

事業内容は、1の熊本工業高校実習棟改築事業について、令和6年度まで4期に分けて

改築工事を行うものであり、本年度は、第1期改築工事を昨年度に引き続き実施するとともに、第2期改築工事の実施設計を行います。

なお、第1期改築工事は、材料技術科、工業化学科、電気科、電子科を対象としており、第2期改築工事实施設計は、機械科、繊維工業科を対象としております。

次に、下段は、県立学校防災機能強化事業です。

これは、新規事業で、事業目的は、被災時に学校生活機能の維持等が可能となるよう、県立学校施設の防災機能の強化を図るものです。

事業内容は、児童生徒等の一時的な避難場所となる体育館及びその周囲にトイレがない県立学校11校における体育館のトイレ整備であり、令和元年度から6年度にかけて実施します。今年度は、御船高校ほか2校の設計及び工事を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

23ページをお願いいたします。

熊本英語エンパワーメント事業です。

これは、新規事業で、事業目的は、グローバル人材育成を求める社会のニーズと、英語を聞く、読む、話す、書くの4技能を重視する新学習指導要領や大学入試改革に対応するため、高等学校における英語教育を強化するものです。

事業内容は、1の英語教員の指導力向上で、英語の4技能をバランスよく育成する指導方法や英語ディベートの授業の導入などをテーマとした研修会や講演会を開催し、高等学校の英語教員の指導力向上を図ります。

2の外国語指導助手(A L T)の活用促進で、A L Tを23人から36人に増員し、授業内

外でALTと交流する機会を拡充することで、高校生の英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

24ページをお願いいたします。

上段は、地域との協働による高等学校教育改革推進事業です。

これは、新規事業で、国の指定事業であり、全額国庫補助事業となります。

事業目的は、高等学校が地域の自治体、企業、大学等と連携して、地域に根差した実践的な探究活動を行い、地域を支える人材の育成を図るものです。

事業の内容は、1の上天草高校は、地域魅力型として、人口減少、人材流出等の地域の現状を変革できるリーダーを育成するため、新たな産業創出につながるような小中高連携の起業家教育等を行います。

2の天草拓心高校は、プロフェッショナル型として、後継者不足やグローバル化など、厳しい現状にある地域の農業を変革できる人材を育成するため、地域の農業資源を活用した商品開発等を行います。このプロフェッショナル型は、スーパープロフェッショナルハイスクールの後継事業となります。

次に、下段は、県立高校魅力創造発信事業です。

事業目的は、地元の中학생や保護者に各高等学校の特色や魅力を十分に伝え、入学希望者の増加を図るものです。

事業内容は、高等学校の活性化に向けた各校の取り組みや特色、実績の情報発信等を、高校間の連携または学校単独で実施をします。

次に、25ページをお願いいたします。

上段は、専門高校生による海外インターンシップ事業です。

事業目的は、本県の産業界の発展に寄与するため、国際的な感覚と広い視野を持つグローバルな人材を育成するものです。

事業内容は、本県企業等の海外進出先での

インターンシップ、企業視察、現地高校生との交流活動を行うものです。今年度は、商業科生徒の14人をアメリカ合衆国に派遣する予定です。

次に、下段は、キャリアプランニング推進事業です。

これは、新規事業で、事業目的は、高校3年間のキャリア教育を充実させ、地元企業と連携したインターンシップ等を実施することで、生徒の県内企業への理解促進を図り、地域に貢献できる人材を育成するものです。

事業内容は、1のキャリアプランニングスーパーバイザー1人を高校教育課に配置し、専門高校生のインターンシップの充実、普通科高校生のインターンシップ体験率の向上等、県立高校全体におけるキャリア教育の充実に向け、インターンシップ等受け入れ企業の新規開拓を行います。

2のデータベースの構築では、各県立高校が有します事業所情報をデータベース化し、本県教育委員会ホームページに掲載することで、県立高校全体での情報の共有化を行います。

次に、26ページをお願いします。

上段は、熊本工業高校実習棟改築(第1期)設備整備事業です。

これは新規事業で、事業目的は、熊本工業高校の第1期実習棟改築工事に伴い、設備の移転及び備品の購入を行うものです。

事業内容ですが、実習棟の改築工事に合わせて、4期に分けて設備整備を実施する予定です。

次に、下段は、熊本県育英資金貸与事業でございませう。

事業目的は、勉学の意欲がありながら、経済的に修学困難な学生、生徒に対し、育英資金を貸与して教育の機会均等を図り、将来、社会に貢献し得る人材を育成するものです。

事業内容は、1の育英資金の貸与で、今年度は11億3,760万円の貸与を見込んでいま

す。

2の未収金対策では、長期滞納者に対する法的措置と初期滞納者に重点を置いた文書、電話による催告等、徹底した未収金対策に取り組めます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

27ページをお願いします。

上段は、学力向上対策事業です。

事業目的は、来年度以降、順次小学校から全面实施となる新学習指導要領の趣旨、内容を踏まえ、今後の教育活動のあり方について方針等を示していくための協議の場を設置するとともに、教員の指導方法の工夫改善を推進するため、校長会議や県独自の学力調査を実施し、本県の子供たちの学力向上を図るものです。

事業内容は、1の大学教授、企業経営者、市町村教育長及び有識者等による「熊本の学び」総合構想会議の実施、2の熊本の教育推進会議（校長会議）の実施、3の熊本県学力調査の実施です。

次に、下段は、道徳教育総合支援事業です。

事業目的は、平成29年度に作成しました平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」及び本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の効果的な活用や道徳教育の充実に向けて、各小中学校における道徳教育推進教師を中心とした指導體制の充実を図るものです。

事業内容は、1の平成28年熊本地震関連教材活用事例集の作成及び配付、2の「熊本の心」広報テレビ番組のDVDボックス等の作成、配付、3の各種研修の実施です。

28ページをお願いします。

上段は、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥

後っ子」推進事業です。

事業目的は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわる態度、能力を育成するため、県内全ての公立小学校5年生を水俣市へ派遣する市町村の事業を支援するものです。

事業内容は、水俣に学ぶ肥後っ子教室の実施で、交通費補助を補助率2分の1で行います。

次に、下段は、英語教育改革推進事業です。

事業目的は、小学校教員及び中学校英語教員の英語力、指導力の向上を図るとともに、本県の小中学生の英語力の向上及び中学生の外部検定試験へのチャレンジを総合的に支援するものです。

事業内容は、1の小中学校教員を対象とした英語指導力向上に係る各種研修の実施、2の県内全ての小学校を巡回し、指導、助言等を行うアドバイザーの派遣、3の新規事業ですが、中学3年生の外部検定試験受検料を助成する市町村に対して県が補助するものです。

29ページをお願いします。

幼児教育推進体制の活用・強化事業です。

これは新規事業で、事業目的は、公私立幼稚園、保育所、認定こども園に対して、一体的に幼児教育の質の向上を図るため、教育、保育内容面に係る担当部局の事務の一元化や、幼児教育センターの機能拡充等により、幼児教育の推進体制の構築を図るものです。

事業内容は、1の幼児教育の質の向上のための幼児教育アドバイザーの派遣、2の市町村の幼児教育の推進体制構築に対する支援、3の幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等に係る事務の一元化に向けた取り組み、4の幼児教育の内容、指導方法等に関する調査研究や、幼児教育アドバイザーへの研修等による幼児教育センター機能の拡充です。

以上でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

30ページをお願いいたします。

上段は、特別支援学校キャリアサポート事業です。

事業目的は、特別支援学校3校にキャリアサポーターを配置し、就職支援を行うとともに、就職後の早期離職防止を図るものです。配置校としては、ひのくに高等支援学校、熊本はばたき高等支援学校、松橋支援学校です。

事業内容は、1の求人動向と生徒の希望を整理した上での求人開拓、2の就職選択等に関する生徒及び保護者の相談並びに生徒への就職指導、3の就職後の継続支援、指導等でございます。

次に、下段は、特別支援教育充実事業です。

事業目的は、特別支援学校教員の専門性向上及びセンターの機能の充実、推進等を図るものです。

事業内容は、1の特別支援学校の教員の専門性を向上させる事業、2の特別支援学校において職業教育を充実させる事業、3の特別支援学校への就学、進学に関する事業、4の特別支援教育に関する教育課程の編成について実践研究を行う事業、5の心のバリアフリー推進事業、これは、障害者理解の促進のため、特別支援学校と地域の小中学校等が交流、共同学習を行うものです。そして、6の作業療法士等の外部専門家を活用した事業でございます。

31ページをお願いいたします。

上段は、ほほえみスクールライフ支援事業です。

事業目的は、特別支援学校への看護師配置等により、医療的ケアが必要な児童生徒の安全、安心な学習環境の整備と保護者の負担軽

減を図るものです。

事業内容は、1の医療的ケアですが、これは、医療機関から特別支援学校6校に看護師を配置し、経管栄養注入等の医療的ケアを実施するものや医療的ケアを行う教員へ研修等を行うものでございます。

次に、2の人工呼吸器看護師等派遣補助ですが、これは、人工呼吸器を装着する児童生徒に対し、看護師を派遣する医療機関へ補助を行うものでございます。

次に、下段は、特別支援教育総合推進事業です。

事業目的は、学校、福祉、医療等の関係機関が連携し、障害のある幼児、児童生徒への支援に係る体制整備、教員の専門性向上、障害の理解啓発のための取り組み等を通じ、特別支援教育の総合的な推進を図るものでございます。

事業内容は、1の体制整備推進のための協議会等の開催や、2の教員の専門性の向上及び障害の理解啓発のため、特別支援教育コーディネーターによる巡回相談を行うものです。

32ページをお願いします。

発達障がい等支援事業です。

事業目的は、発達障害のある幼児、児童生徒の急増に伴い、幼稚園、小中学校、義務教育学校、高等学校における支援体制の充実や教員の専門性の向上を図るものです。

事業内容は、1の専門性向上のための研修会等の実施、2の高等学校における特別支援教育支援員の配置、これは、県立高校9校に配置をするものです。3の合理的配慮協力員の配置、これは、熊本はばたき高等支援学校に配置いたします。4の高等学校における通級による指導の実施、5の高等学校における授業改善の実施で、これは、新規事業ですが、スーパーティーチャー等を活用し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた助言等を行うことで授業改善を図るものです。

33ページをお願いします。

特別支援教育環境整備事業です。

事業目的は、熊本市及びその周辺地域の知的障害高等部生徒の増加に対応するため、熊本はばたき高等支援学校及び県南高等支援学校——仮称でございますが、の整備を進めるものです。

また、知的障害特別支援学校がない地域への対応のため、鹿本支援学校の整備を進め、さらに、知的障害特別支援学校の児童生徒が、高等部だけでなく、小中学校も全県的に増加し、教室不足が生じていることから、県立特別支援学校整備計画(改定版)により、知的障害特別支援学校の整備に順次着手するものです。

事業内容は、1の熊本はばたき高等支援学校の校舎新築工事、2の県南高等支援学校の校舎改修工事、3の鹿本支援学校の設計、4の天草拓心高校本渡校舎の改修設計、5の球磨支援学校移転に伴う基本構想策定、6の応急対応としての仮設校舎の整備です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

34ページをお願いします。

小中学校を対象としたチーム学校活性化事業及び県立学校を対象とした県立学校いじめ・不登校等対策事業です。

事業目的は、小中学校、県立学校の児童生徒や保護者等に対して、専門家による教育相談を実施し、関係機関が連携していじめや不登校等の諸課題の未然防止及び解消を図るものです。

事業内容は、1のスクールカウンセラー、2のスクールソーシャルワーカーを小中学校や県立高校、教育事務所等に配置するとともに、3の学校支援アドバイザーを教育事務所に配置し、児童生徒や保護者等の相談支援を

行うものです。

次に、35ページをお願いいたします。

小中学校を対象とした熊本地震SC・SSW活用事業及び県立学校を対象とした県立中・高等学校スクールカウンセラー等活用事業です。

事業目的は、平成28年熊本地震発生に伴い、心のケアが必要な児童生徒の実態把握を行うとともに、その実態に応じた対策を講じて、当該児童生徒の心身の安定を図るものです。

事業内容は、さきに御説明しましたチーム学校活性化事業、県立学校いじめ・不登校等対策事業によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に加え、被災の激しかった県立高校16校、教育事務所5カ所に、1のスクールカウンセラーと2のスクールソーシャルワーカーを重点的に配置するものです。

次に、36ページをお願いします。

ネットいじめ等早期対応推進事業です。

事業目的は、進展するネット社会における生徒指導上の諸問題、主にSNS上でのいじめ等への対策として、いじめ匿名連絡サイトを全県立高等学校及び中学校に導入し、ネットいじめやネットトラブルに対する学校の取り組みを支援します。

事業の内容は、1のいじめ匿名連絡サイトの導入のとおり、専門業者に委託し、生徒のスマートフォン等からいじめに係る通報を受け付ける体制を整備します。

次に、2の連絡会議の開催のとおり、運用開始後の課題解決や有用性向上のために、年2回連絡会議を開催します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

37ページをお願いいたします。

各種人権教育研修事業です。

事業目的は、人権教育推進に中心的一かかわる各学校の管理職や人権教育主任等を対象として、同和問題を初めとするさまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために研修を実施するものです。

事業内容は、1の学校人権教育推進事業は、校長や人権教育主任を対象に研修を実施するものです。2の人権教育フォーラムは、山鹿市及び各教育事務所管内計10カ所で実施するものです。3の教育庁職員人権問題研修会は、全ての教育庁職員を対象に実施するものです。4の教職員のための菊池恵楓園現地研修は、教職員を対象に菊池恵楓園で実施するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

38ページをお願いします。

上段の県営体育施設管理運営費です。

事業目的は、県営体育施設において、利用者の視点に立った効果的、効率的な管理運営及び満足度の高いサービスの提供等を図るため、県営体育施設に指定管理者制度を導入するものです。

事業内容は、1から4のとおり、指定管理者が施設及び設備を提供する業務等を実施するものです。

下段の県営体育施設整備事業です。

事業目的は、国際スポーツ大会に係る体育施設の整備及び利用者の安全確保のために、計画的な改修を行うものです。

事業内容は、(1)から(5)のとおり、国際スポーツ大会に係る体育施設のWi-Fi設置等を実施するものです。

次に、39ページをお願いいたします。

上段の部活動指導員配置事業です。

事業目的は、公立中学校における部活動指導員の配置を推進し、教員の働き方改革を進めるとともに、適切な部活動の運営と指導を推進するものです。

事業内容は、部活動指導員を県立中学校及び市町村立中学校に最大60人配置するとともに、指導員を対象とした研修会等を実施するものです。

下段の2020東京オリンピック選手育成事業です。

事業目的は、2020年の東京オリンピックに出場可能性のある県関係選手を集中的に育成強化し、本県のスポーツ振興を図るものです。

事業内容は、オリンピックに出場可能性のある県関係選手の育成強化を行う各競技団体へ事業費の助成等を実施するものです。

次に、40ページをお願いします。

上段の国際スポーツ大会一校一国運動推進事業です。

これは、新規事業で、事業目的は、2つの国際スポーツ大会に向け、一校一国運動等の取り組みを通じて子供たちの国際理解を深め、グローバル人材の育成を目指すとともに、試合観戦で一流のパフォーマンスやスポーツマンシップに触れることにより、夢や希望、さらに豊かな心を育むものです。

事業内容は、各教科や各学校行事等と関連づけた取り組みを行います大会事前・事後学習、参加国のチーム関係者と直接触れ合う交流学习、学校単位等で試合観戦に向けて準備し、会場で観戦を行う応援国学習の3つの柱で取り組む教育活動等を推進するものです。

下段の県立学校における健康診断です。

事業目的は、県立学校の児童生徒や職員の健康の保持増進を図るとともに、経済的に就学困難な児童生徒の医療費援助を行うものです。

事業内容は、県立学校の児童生徒や職員の健康診断等を実施するものです。

41ページをお願いいたします。

令和元年度全国高等学校総合体育大会開催費です。

事業目的は、本県を含む南部九州4県で開催される高校生最大のスポーツの祭典であります令和元年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、本県実行委員会と会場地市実行委員会が連携して開催準備を推進し、円滑に大会を運営するものです。

事業内容は、大会の開催に要する経費等を負担するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 このたび、教育警察常任委員会に就任されました委員の皆様方には、心からお喜びを申し上げますとともに、警察行政につきまして、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、山口委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきに実施しました交通機動隊安全運転競技大会に御臨席いただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼申し上げます。

私からは、治安対策の推進状況と今後の県警察の基本的な取り組みについて、その概略を説明させていただきます。

なお、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明させていただきます。

県警察では、平成16年以降、治安再生の歩みを確実にするための活動計画を策定、公表し、県民等と連携、協働した各種取り組みを進めてまいりました。その結果、刑法犯認知件数や交通事故死傷者数は減少傾向で推移しており、数字の上では一定の成果が見られて

おります。

しかしながら、全国的には、子供の安全対策や高齢運転者の交通事故防止対策において、さらなる取り組みが求められており、その他にも、児童虐待、DV、ストーカー等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案や振り込め詐欺等が依然として高い水準で推移するなど、課題も見られるところでございます。

このため、県警察では、昨年、「安全・安心くまもと」実現計画2018を策定し、本年はその2年目として、引き続き、子供、女性、高齢者の安全と安心の確保、創造的復興を支える警察活動の推進の2点を重点課題と位置づけ、27の推進施策を実施しているところでございます。

また、この秋に開催予定の国際スポーツ大会の成功に向け、昨年9月に、熊本県警察国際スポーツ大会警備対策室を設置し、テロ対策パートナーシップに基づく関係機関等との連携、情報共有によるテロ対処能力の強化、テロ防止のための装備資機材の充実を図るなどのテロ対策を推進するとともに、本年4月には、繁華街特別対策室を設置し、繁華街における悪質な客引き等の取り締まりを強化し、清浄な風俗環境の保持及び少年の健全育成に向け取り組んでいるところでございます。

県警察では、引き続き、関係機関・団体や県民と一体となり、社会の変化に適応し、新たに生じてくるまたは変容する治安上の課題を適切に捉え、高い規律と士気を持って、安全で安心して暮らせる熊本の実現を目指してまいります。

次に、今回、県警察から提出させていただいております2件の報告事項の概要について御説明いたします。

まず、予算関係として、報告第1号、平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

主な内容は、警察施設の維持管理及び整備事業に関する事業におきまして、計画、設計に関する諸条件の変更により、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものを報告するものでございます。

次に、報告第14号は、専決した5件の交通事故の和解及び損害賠償額決定についての報告でございます。

最後に、その他の報告として、総務常任委員会で御審議いただいております3件の報告でございます。

まず、条例等議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度の創設等に係る関係規定の整備等を行うものでございます。

次に、条例等議案第7号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定については、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、県警察が所管する特定遊興飲食店営業相続承認申請等に関する手数料を改定するものであります。

最後に、条例等議案第8号、熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、宣誓書等の様式の寸法の定着状況を踏まえ、関係規定を整備するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○志賀警務部長 警務部でございます。

警察本部の説明資料に基づきまして、私からは、県警察の概要と警務部の主な業務について御説明いたします。

資料の2ページをごらんください。

第1の熊本県警察の組織についてでございますけれども、まず公安委員会でございます。

記載のとおり、委員長及び4人の委員で構成されておるところでございます。

次に、3ページの県警察の組織についてでございます。

警察本部長のもと、5つの部で構成する警察本部、熊本市警察部、警察学校及び23の警察署で組織されておるところでございます。

警務部は、9つの課で県警察の管理部門も担当しております。

また、熊本市警察部でございますけれども、熊本市の政令指定都市移行に伴いまして設置したものでございまして、熊本市警察部長は私が兼務しております。

4ページをごらんください。

職員の条例定数でございます。

県議会議員の皆様の御理解と御支援によりまして、本県では、平成14年度から平成29年度にかけて、合計332人の警察官が増員されております。現在、警察官3,107人、一般職員421人の合計3,528人となっておりますのでございます。

しかしながら、本県における警察官1人当たりの負担人口は589人と、九州では最も高い水準となっておりますのでございます。引き続き、警察庁など関係省庁に対して増員を要望してまいりたいと考えております。

5ページをごらんください。

職員の年齢構成でございます。

大量退職、大量採用の影響で20歳代から30歳代の比率が高く、全体の約6割を占めているという状況でございます。

6ページをごらんください。

第3の「安全・安心くまもと」実現計画2018につきましては、県民の期待と信頼に応える強い警察という県警察の運営方針のもと、治安の確保に向けた県警察の活動計画として策定、公表しているものでございます。

先ほど本部長からもございましたけれども、重点課題として、子供、女性、高齢者の安全と安心の確保、創造的復興を支える警察

活動の推進の2点を重点課題として上げているところでございます。

本年は、2年目でございますけれども、引き続き、県民の皆様と連携、協働しながら、安全で安心して暮らせる熊本の実現を図ってまいりたいと考えております。

7ページをごらんください。

第4の本年度の警察本部の当初予算額でございますけれども、401億900万円余でございます。その約74%を人件費が占めているという状況でございます。

7ページ中段でございますけれども、第5の警察署の再編についてでございます。

平成25年の12月に策定いたしました警察署再編計画に基づきまして、これまで氷川警察署と八代警察署の統合、それから熊本北合志警察署の新設などを行っておるところでございます。

今後とも、治安情勢や社会情勢を踏まえつつ、限られた警察力の有効活用という観点から検討を行ってまいります。

8ページをごらんください。

第6の警察施設の現状についてでございます。

耐用年数を超過いたしました警察施設は、約39%となっております。厳しい財政状況ではございますけれども、県民の安全、安心のためにも、老朽化した警察施設について、計画的に整備していかねばならないと考えておるところでございます。

また、警察署の整備といたしまして、来年6月の阿蘇警察署の移転新築、それから、令和5年度には、上天草警察署の現地建てかえを予定しているところでございます。

中段でございます。

第7の優秀な人材の確保についてでございます。

警察職員の採用募集活動につきましては、体力試験制度の改正でありますとか、身体基準の撤廃などの試験制度の見直しを図ってお

ります。それから、多様かつ優秀な人材の確保に努めているほか、学生のニーズに合わせたイベントを開催するなど、効果的な活動を推進しているところでございます。

退職警察官等につきましては、再任用や非常勤職員として再雇用しながら、ベテランの知識、技能を第一線の活動や若手警察官への技能伝承に活用しているところでございます。

9ページでございますけれども、女性活躍推進でございます。

女性活躍と次世代育成支援のためのアクションプランを策定しておりまして、令和3年の4月までに、全警察官に占める女性警察官の割合を9%に引き上げるとした目標を掲げておるところでございます。

11ページをごらんください。

第8の県民への情報発信についてでございます。

安全、安心に寄与する情報発信といたしまして、広報誌の発行のほか、インターネットの活用、マスコミとの連携、県警察音楽隊の演奏活動を通じた広報警察活動等を実施しておるところでございます。

また、熊本県個人情報保護条例等に基づきます開示請求への的確な対応など、県民の知る権利にも配慮した取り組みを推進しておるところでございます。

12ページをごらんください。

第9の犯罪被害者支援の充実強化についてでございます。

警察は、事件直後から被害者等と密接にかかわる機関でございますので、被害者支援要員制度でありますとか、公費支出制度などの各種施策を運用して、被害者等の2次被害防止、軽減に向けた取り組みを推進しているところでございます。

また、被害者等や多様なニーズに適切に対応するために、公益社団法人くまもと被害者支援センターを初めとした関係機関と被害者

支援ネットワークを構築し、被害者への総合的な支援を行っておるところでございます。

警察から同センターへの情報提供件数でありますとか、同センターにおける相談件数等を見ましても、いずれも増加傾向にございまして、被害者支援の必要性が高まっているというふうにうかがいますので、今後とも関係機関との連携を密にし、被害者等に寄り添った支援を実現してまいりたいと考えております。

13ページをごらんください。

第10の警察安全相談業務の推進についてでございます。

本年4月末現在の相談受理件数でございますが、前年同期比プラス574件と、大幅に増加している状況にございます。

県警察では、住民から寄せられた相談に関する情報を集約するシステムを利用いたしまして情報を共有しておりまして、組織的な対応を強化して、県民の立場に立った対応に努めてまいります。

14ページをごらんください。

11の留置施設でございます。

現在、熊本東警察署庁舎内にある警察本部直轄の留置施設と、それから9つの警察署の合計10カ所におきまして、被疑者を留置しているところがございます。

今後とも、被疑者の人権に配慮した適正処遇を行うとともに、留置事故の絶無に努めてまいります。

最後に、15ページでございます。

第12の警察学校における採用時教養についてでございます。

警察学校では、逮捕権を有し、拳銃使用の権限を有する警察官等に対しまして、強く、正しく、良識ある警察職員の育成というのを基本目標といたしておるところでございます。寮生活を送りながら、必要な基礎的知識の習得、気力、体力の充実に励んでいるところでございます。

警務部からは以上でございます。

○林生活安全部長 生活安全部です。

生活安全部からは、8項目について御説明をいたします。

まず、16ページをごらんください。

第1の犯罪の起きにくい社会づくりの推進について説明をいたします。

そこにありますグラフのとおり、昨年の県下の刑法犯認知件数は6,932件と、平成16年以降15年連続で減少しておりますけれども、本年3月末の時点では、前年同期比プラス7件ということで微増いたしておりますので、油断できない状況にあるかと考えております。

県警察では、犯罪の起きにくい環境づくりを推進するため、街頭活動の強化、地域社会における防犯カメラ等の設置促進を図るとともに、防犯ボランティアの育成支援などを推進してまいります。

次に、17ページをごらんください。

振り込め詐欺等につきましては、平成29年に認知件数が前年比で増加をしましたが、広報の強化、県内金融機関と連携した高齢者のATM利用制限等の対策で、平成30年中は認知件数、被害額ともに減少をしております。

このため、18ページに記載しておりますように、今後とも、1人でも多くの県民の被害を防げるよう、県内の高齢者を対象とした安全で安心なまちづくり事業、通称ひまわり隊による戸別訪問や金融機関と連携した声かけ訓練等の継続など、関係機関・団体の協力を得ながら被害防止活動を推進してまいります。

次に、第2の人身安全関連事案対策について御説明をいたします。

資料は19ページをごらんください。

ストーカー及びDV事案の認知件数は、平成30年は前年比で増加をし、平成31年、ことし3月末現在でも増加傾向にございます。

この種の事案は、事案認知後の初期的対応のいかんにより重大事案へと発展する可能性がありますし、逆に被害の拡大を最小限に食いとめることもできるため、認知の段階から対処に至るまで、組織的に対応することが極めて重要であります。

本県では、20ページにありますように、重大事案の未然防止の徹底を図るため、24時間体制で専門的に対処する初期的事案対処チームを警察本部内に設置をし、警察署と連携して緊張感とスピード感のある対応を行っております。

また、本年1月より、熊本県弁護士会との間で協定を締結し、人身安全関連事案で弁護士介入が必要と認められ、かつ、被害者が同意した事案は、弁護士相談へとつなげており、連携を図っているところでもございます。

次に、21ページをごらんください。

子供、女性を対象とした性犯罪、声かけ等の届け出件数は高水準で推移をしており、予断を許さない状況にあります。

特に、子供を対象とした性犯罪の発生は、子供の心身に深い傷を残すばかりか、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響は極めて大きいものであります。

このため、その前兆となる声かけやつきまとい等の事案を認知した時点で、専従の対策係員を一定期間集中的かつ速やかに投入をし、犯行が予想される現場周辺での警戒活動を行うとともに、行為者と認められる者に対しては、積極的に指導、警告を行うなど、先制的な予防活動を徹底しております。

次に、第3の少年の健全育成活動の推進について御説明をいたします。

資料は24ページをごらんください。

そのグラフにありますとおり、本県の刑法犯少年は減少傾向にあります。5)にありますように、4人に1人が再非行に走っているほか、刑法犯少年に占める14歳未満で刑

罰法令に触れる行為をした少年、いわゆる触法少年の割合が平成25年以降増加傾向にあり、少年非行が低年齢化している状況がうかがえます。

今後も、集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査あるいは調査、少年を取り巻く有害環境浄化対策、スクールサポーターや少年補導員との連携等を推進してまいります。

次に、25ページをごらんください。

児童虐待の関係でございます。

児童虐待事案は、児童相談所への通告人数が増加をしております。これは、子供の目の前で行われる親の面前DV、夫婦げんかとか、内縁関係も含みますけれども、そういう大人のけんかを見せられる、いわゆる面前DVによる通告数が近年増加をしているというところでございます。

県警察では、虐待事案認知時の安全確保の徹底、児童相談所との情報共有の強化、現職警察官の児童相談所への出向、積極的な事件化などの対策をとり、良好な協力体制を確保しておりますので、今後も各機関と連携を図りながら、児童の安全対策を最優先に対応してまいります。

次に、第4の生活環境犯罪の検挙状況等について御説明をいたします。

資料の28ページから31ページに、経済事犯、環境事犯、風俗事犯等についてそれぞれ記載しておりますが、ここでは32ページの繁華街総合対策について御説明をさせていただきます。

熊本市繁華街では、違法、悪質な風俗業者や客引き、客待ち行為のほか、料金トラブル、いわゆるぼったくりの増加、風俗案内所の進出などで風俗環境の悪化が懸念されたところでございましたので、この春、繁華街特別対策室を設置して対策を強化したところであります。

一時期と比べますと、相当な成果が出てい

と思われませんが、これに油断することなく、工夫を凝らしながら、徹底的な解決に向けて対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、第5のサイバー犯罪の検挙状況等について御説明をいたします。

資料は34ページをごらんください。

その資料にありますとおり、サイバー犯罪の検挙件数及び相談件数は前年よりも増加をしており、今後も安全なサイバー空間の利用に関する広報、啓発やサイバーパトロールなど、各種活動を徹底していく必要があります。

昨年は、リベンジポルノ法違反事件、著作権法違反等での事件検挙がありますが、今後もサイバー犯罪及びネット空間に氾濫する違法、有害情報から県民の皆さんを守るために、その摘発に向けて取り組んでまいります。

次に、第6の地域警察活動について御説明をいたします。

資料は36ページをごらんください。

資料にありますとおり、全警察官の約30%を地域警察官が占めており、24時間体制で警察事象全般に即応する活動を担っております。

今後も引き続き、制服やパトカーによる見せる活動を強化するとともに、県民の皆さんの最も身近な存在として、県民の要望を反映した活動を行ってまいります。

また、先日の大阪での事案のように、最近、交番の警察官等が襲撃される事案が全国で相次いでいることから、制服警察官の警戒意識、緊張感等を常に保持させるとともに、攻撃の対処能力の向上を図るための取り組みを進めているほか、施設の安全面の強化にも取り組んでいるところでございます。

次に、第7の通信指令業務について御説明をいたします。

資料は38ページでございます。

そこに110番の受理状況を示しております。

通信指令課に設置しております110番センターでは、通信指令システムを活用して、年間約12万件、1日平均大体330件の110番を受理し、その内容に基づきパトカー等への指令を行っております。

これらの活動のかなめでもある通信指令システムは、老朽化に伴い、機器の更新や機能向上のための充実強化が不可欠なことから、来年春には新たな通信指令システムと統合型地理情報システムを連携させる予定で取り組みを進めているところでございます。

また、通信指令課には、航空隊を併設しており、現在、ヘリコプター1機を保有しておりますが、同ヘリコプターは、本年8月ごろに、国費で購入したエアバス社のヘリコプターへと更新をする予定になっております。

最後に、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づく警察活動の強化について御説明をいたします。

資料は41ページでございます。

震災の発生から3年が過ぎましたけれども、いまだ多くの被災者の方が仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされていることを踏まえまして、資料に示しておりますとおり、本年も、被災地防犯アドバイザーやひまわり隊、さらには関係機関との連携により、被災地における犯罪抑止対策及び教育環境回復への支援を推進してまいります。

生活安全部からは以上でございます。

○甲斐刑事部長 次に、刑事部の業務概況について御説明をいたします。

資料42ページをお願いします。

最初に、刑法犯の認知・検挙状況を示しておりますが、昨年中の検挙率は53.1%で、過去5年間で最も高く、昨年は全国平均よりも15.2%高い状況であります。

次に、資料43ページをお願いします。

資料に掲げます、県民の皆様が著しく不安を感じられる殺人、強盗等の7罪種を重要犯罪と呼んでおり、昨年中は104件を認知し、84件を検挙しており、検挙率は80.8%となっております。

ただし、備考欄の本年3月末数字をごらんいただくと、検挙率が222%となっておりますとおり、昨年末に発生した事件を中心に、本年になり検挙している状況です。

次に、資料45ページをお願いします。

身体被害のおそれのある形態で行われる侵入盗などを重要窃盗犯と呼んでおり、県民の皆様を取り締まり要望も強い中、昨年中は584件を認知し、395件を検挙しており、検挙率は67.6%と、全国平均よりも7.6%高い状況です。さらに、本年は、5月末時点で90%を超える検挙率で推移をしております。

本年も引き続き、県民生活に不安を与える重要犯罪や窃盗犯を確実に検挙し、体感治安の向上に努めてまいります。

次に、資料47ページをお願いします。

知能犯事件につきましては、昨年は、玉東町役場建設課長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件を検挙しております。

次に、資料48ページをお願いします。

振り込め詐欺等事件の昨年中の認知件数は74件、被害の総額は約1億1,700万円と、依然として厳しい状況が続いております。なお、昨年中の検挙人員は18人と、過去5年間で最も多い状況です。

振り込め詐欺等事件につきましては、今後とも、他部門とも連携をし、まずは被害の未然防止対策を展開するとともに、1件でも多くの事件を検挙できるよう取り組んでまいります。

次に、資料49ページをお願いします。

組織犯罪対策の推進についてであります。県内の暴力団は、25組織、構成員約470人を把握しております。構成は、6代目山口組系、神戸山口組系、道仁会系の3団体が全

体の7割以上を占めております。

平成28年の山口組の分裂に伴い、本県では、本部長を長とする6代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部を立ち上げ、両傘下組織に対する取り締まりを徹底する一方で、学校、繁華街等の警戒活動の取り組みなど、県民の安全確保に努めてまいります。

次に、資料の54ページをお願いします。

薬物事犯につきましては、昨年中は166人を検挙しており、過去5年間で最も多い状況です。具体的には、他県警との合同捜査による覚醒剤密輸事件や営利目的所持による大麻取締法違反事件などを検挙しております。

本年度も、暴力団に対する取り締まりを強化しまして、対立抗争事件を封圧するとともに、蔓延する薬物事犯の徹底検挙に努めてまいります。

次に、資料56ページをお願いします。

来日外国人犯罪につきましては、検挙件数、検挙人員ともに前年よりは減少しておりますが、近年は高水準で推移しております。今後さらにふえる可能性がある中で、外国人犯罪対策として、対応能力の強化を図るための事業の一環として、海外語学研修や通訳・翻訳体制の充実強化を進めてまいります。

最後に、資料58ページをごらんください。

2の捜査手法、取り調べの高度化プログラムにつきましては、本年6月1日から、裁判員裁判対象事件の被疑者取り調べの全過程録音・録画が開始されております。

これに的確に対応するため、ハード面の整備として、これまで録音・録画装置を計55台設置済みであります。

刑事部といたしましては、これからも事件を検挙することで、県民の皆様の治安に対する不安感を払拭し、より安全、安心が実感できるように取り組んでまいります。

刑事部は以上です。

○古庄交通部長 交通部でございます。

資料62ページをごらんください。

第1、交通事故等の現状、1の運転免許人口の推移についてです。

県下の運転免許人口はほぼ横ばいで推移していますが、高齢者運転免許人口は大幅に増加しております。

次に、2の交通事故の発生状況、(1)の交通事故の推移についてです。

平成30年は、発生件数、死者数、負傷者数、いずれも前年と比較し減少しました。死者数60人は、過去最多であった昭和48年の265人の4分の1以下となりました。

資料63ページをごらんください。

(2)の交通死亡事故の特徴についてです。

年齢層別では、高齢者が35人と約6割を占め、状態別では、自動車乗車中は21人で最多となり、歩行中の死者が17人と大幅に減少しました。

次に、(3)の高齢者が関係する交通事故の特徴についてです。

状態別では、自動車乗車中が17人と増加し、歩行中が11人と大幅に減少しました。

一方、高齢者が第1当事者となった死亡事故が、24人と大幅に増加しております。

次に、資料64ページをごらんください。

(4)の子供の死傷事故の状況についてです。

ここで、数字の訂正がございます。

表下の〔特徴〕の1つ目の丸、死傷者633人中190人(構成率30.0%)としておりますが、190人を192人に、30%を30.3%に訂正をお願いいたします。

平成30年中は、633人が死傷し、状態別では、自動車乗車中、自転車乗用中の事故が多く、約3割は登下校中に発生しております。

次に、(5)の自転車事故の状況についてです。

平成30年中は、636件発生し、死者数が9人、負傷者数が616人となり、いずれも減少しております。

資料65ページをごらんください。

第2の総合的な交通事故防止対策、1の交通部の重点推進施策についてです。

高齢者、子供の交通事故防止対策など、ここに掲げました5つの重点推進施策として取り組んでおります。

次に、2の推進事項についてです。

まず、(1)の高齢者と子供の交通事故防止対策の推進、アの「まち」と「ひと」を守る声かけ安心実現事業の推進についてです。

これは、非常勤職員6人を声かけ・訪問指導員に任命いたしまして、高齢者や女性、子供を対象とした戸別訪問活動、街頭指導などによる交通事故防止及び振り込め詐欺抑止等の防犯活動などを実施しております。平成28年10月からは24人体制とし、県警声かけ・訪問隊、通称県警ひまわり隊として運用しております。

次に、イの「キャッチ&アクション制度」の推進についてです。

交通上危険な高齢者を把握し、その場で安全教育を行ったり、反射材を貼付したり、戸別訪問するなどにより、交通事故の未然防止を図っております。

資料66ページをごらんください。

ウの横断歩道における歩行者保護優先意識啓発活動の推進についてです。

最近、全国的に歩道や横断歩道を歩行中の幼児等が巻き込まれる交通死亡事故が耳目を集めておりますが、歩行者優先や思いやりの運転を啓発するための「てまえ運動」に取り組んでおります。

次に、エの通学路対策の推進についてです。

通学路交通安全プログラムに基づき、自治体、学校等関係機関が一体となって、定期的な合同点検及び対策を実施するとともに、通学路での交通指導取り締まりを強化しております。

次に、オの参加・体験・実践型の交通安全

教育、啓発活動の推進についてです。

歩行環境シミュレーターなどの機器を活用しました交通安全教育啓発活動を推進しております。

次に、(2)の悪質・危険運転者の排除についてです。

無免許運転、飲酒運転など、交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取り締まりを推進しております。

次に、(3)の安全・快適な交通環境の整備についてです。

平成30年度は、社会資本整備重点計画に基づき、信号機新設20基、信号灯器のLED化842灯、道路標識1,500本等を整備、更新するとともに、必要性の低下した信号機15基を撤去しております。

本年度は、信号機新設16基、信号灯器のLED化970灯、道路標識約1,000本等を整備、更新する予定でございます。

資料68ページをごらんください。

(4)の自転車利用者のルール・マナー遵守の徹底についてです。

スクエアード・ストレイト教育技法などによる交通安全教育を行うとともに、指導取り締まりを行っております。

資料69ページをごらんください。

第3のその他、1の申請による免許の取り消し(自主返納)の促進に向けた取り組みについてです。

高齢運転者対策の一環といたしまして、身体機能の衰えや運転に不安を感じておられる方々の運転免許の自主返納を促進しております。平成30年中に、5,277件の自主返納がありました。

自主返納された方の移動手段の確保方策といたしまして、自治体等と連携し、路線バス、電車、タクシー等の運賃割引や運転経歴証明書の手数料の補助など、優遇措置の拡充、広報に努めております。

また、(3)の代理申請や(4)の一定の病気に係る運転適性相談の拡充等により、自主返納を促進しております。

資料70ページをごらんください。

2の効果的な交通安全情報の発信についてです。

(1)の県警公式ツイッター、交通情報板など、あらゆる広報媒体を活用するとともに、71ページの(2)の関係機関・団体との連携、協働による広報啓発活動に取り組んでおります。

以上で交通部関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○原警備部長 警備部から御説明いたします。

資料の72ページをごらんください。

まず、第1の国際スポーツ大会等の開催を見据えた警備諸対策の推進について申し上げます。

県警では、国際スポーツ大会の安全、安心な開催に向け、官民連携による総合的諸対策を推進しているところですが、その中で警備部は、テロの未然防止の面から、各種対策を実施し、万全の体制づくりに努めております。

1の(1)、(2)に記載しておりますが、現下の国際情勢を見ますと、一時期、イラクやシリアで勢力を拡大した、いわゆるイスラム国と称するI S I Lは、イラク軍やシリア軍等の攻撃により支配地域の大部分を失いましたが、世界各地に拡散したI S I Lの元戦闘員やその支持者によるテロが懸念されております。

テロの手法について、I S I Lは、爆弾や銃器の入手が困難な場合は、ナイフや車両等、身近にあるものを使ってテロを実行するようインターネット等を使って呼びかけており、実際、世界各地で車両突入による無差別テロ事件が敢行され、多数の死傷者が出てい

ます。

一方、これらI S I L等イスラム過激派は、日本をテロの標的として繰り返し名指しをしており、日本国内においてもテロの脅威が現実のものとなっている現状にあります。

こうした情勢の中、県警では、テロの未然防止対策として、72ページの2(1)から73ページの2(2)に記載しているとおおり、爆発物原料の販売業者やテロに利用される可能性のある宿泊施設、レンタカー業者等への管理者対策を実施しているほか、73ページ(3)に記載しておりますが、広報啓発活動として、繁華街の街頭ビジョンを活用した広報等を行い、広く県民の皆様へテロ対策への理解と協力を呼びかけています。

また、本年度、県警独自でテロ防止啓発動画を作成する予定ですが、作成した動画につきましては、街頭ビジョンによる広報に加え、県警公式ユーチューブを利用し、幅広く配信する予定であります。

また、本年、本県においてラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会が、さらには、来年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、こうした世界の注目を集める国際大会の機会を狙ったテロが懸念される中、74ページ上段の(4)記載のとおり、県警では、昨年7月、テロを許さない安全な熊本の実現を目的として、関係行政機関や公共交通機関、電気、ガス等のライフライン、競技施設や宿泊施設等、官民合わせて43機関から成るテロ対策パートナーシップ推進会議くまもとを設立し、同枠組みを活用して、国際スポーツ大会会場等を使用したテロ対応訓練や広報啓発活動を実施しています。

また、74ページの3(4)に記載のとおり、国際スポーツ大会開催に伴う装備資機材の整備として、車両突入防止を目的とした車両進入阻止バリケードや伸縮式車両阻止柵、多くの来訪が見込まれる外国人対策のためのメガ

ホンタイプの多言語拡声装置、警察官が現場で見る風景を、自身が装着したウェアラブルカメラの映像により、リアルタイムで警察本部等に送信できる映像伝送システム等、さまざまな装備資機材を整備拡充予定であります。

今後、関係機関や県民の皆様との理解と協力を得ながら、テロの未然防止に向け、各種訓練や対策を行っていく予定です。

続いて、第2の大規模災害等緊急事態対策の強化についてです。

資料の77ページをごらんください。

県警では、平成28年熊本地震において、全国警察から応援を得て160人の被災者を救出しましたが、そのときの反省、教訓を踏まえ、災害を初めとする緊急事態への対処体制をさらに強化するため、災害装備資機材の整備を進めるとともに、解体予定施設等を活用した実践的な訓練を実施しています。

装備資機材について具体的に申しますと、79ページから80ページの3(3)に記載しておりますが、昨年度中は、密閉された空間での使用に適した充電式チェーンソー、救助空間を確保し、倒壊家屋等での捜索、救助に有用な救助活動用安定化器具ラムシリンダー等を整備しましたが、本年度においても、土砂等に埋没した太い根を切断可能な根切りチェーンソー、阿蘇火山等でガス濃度検知に使用するガス検知器、災害現場における情報収集に有効なドローンカメラ等を整備予定であります。

一方、災害等の際に県警の指令本部となる総合指揮室については、80ページの3(4)に記載しておりますが、その対処能力の高度化、充実化を図るため、昨年度予算で改修を行い、本年4月から運用を開始しております。

また、80ページ3(5)記載のとおり、昨年6月から、県下全警察署において災害モニター制度の運用を開始しており、県内にお住ま

いの住民の方241人を災害モニターに委嘱して、警察との双方向の情報共有を行っています。

最後に、第3の警備事件捜査の推進について申し上げます。

資料の81ページをごらんください。

まず、右翼対策の推進についてです。

県内においては、熊本地震以降、多くの右翼が県内での街頭宣伝活動を自粛している中、県警では、昨年、資金獲得を目的とした詐欺事件等の右翼事件3件6人を検挙したところであり、今後も引き続き、右翼による重大事件の未然防止のほか、各種法令を適用した違法行為の取り締まりを推進してまいります。

次に、不法滞在者対策の推進についてです。

国内の不法残留者は約7万4,000人と見られ、5年連続で増加しており、さまざまな外国人犯罪の温床、国内治安悪化の要因ともなっています。

本県においても、来日外国人が増加傾向にあることから、それに紛れた外国人による不法就労事案や外国人技能実習生の失踪による不法滞在事案等の発生が懸念される所、昨年は、県警において、出入国管理及び難民認定法違反で32人を検挙しております。

また、これらの不法滞在者等が形成するコミュニティがテロのインフラとして利用される可能性も懸念されますので、県警では、こうした情勢を踏まえ、今後も関係機関・団体と連携して、不法残留者の取り締まりに努めてまいります。

以上で終わります。

○山口裕委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思っております。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○城下広作委員 7ページの新規事業で、学校における働き方改革推進事業の中で、2番の学校業務改善アドバイザーの派遣ということで、この派遣をすることによって、民間の経営コンサルタントですか、学校での業務改善を実践するとあるんですけども、これは民間の方が学校の何をどういうふうに見たり、感じて改善して、何がプラスになるかという、実績なんかあるんですかね。よその県でその実績があつて。

○上塚教育政策課長 教育政策課でございます。

全国的には、実績を積んだ方を主としてお迎えする予定でございます。ただ、済みません、全国、どちらの県がどういう状況なのか、今のところ把握しておりません。

○城下広作委員 こういう事業をするときには、ある程度何か実績とか、何が得られるから事業をやるというのが普通の計画でしょう。だから、それが何もまだわからぬで派遣をするという、それはばくちみたいなもので、それは何かある程度つかんどかないと、こういう新規事業でやるというのはどうなのかなというふうに。

そこは、ちゃんとした調査とか、ある程度何かつかんで、これが効果があるからやるというんだったら事業に上げるのは当たり前と認めるけれども、それもわかりませんといって、これがいいですねというのは、ちょっと同意するのは、我々は判断材料がないものだから、それを教えてくださいということ。

○山口裕委員長 答えられますか。

○上塚教育政策課長 済みません、ちょっと

後ほど御回答します。申しわけございません。

○城下広作委員 いやいや、後ほどというか、ここの委員会で言えないことで、我々が後でまた賛否としてこれがいいか悪いかと言われると、後ほどの話じゃないですよ。今ここでそれを言われて、ああ、なるほど、そうだったら賛成できるなというのが普通この委員会の役目ですから。そこはちゃんとはっきりしとかにゃいかぬ。出すときには、その部分はちゃんと。

○山口裕委員長 もう主要事業ですので、一応議決はしてますけれども。

○城下広作委員 議決はしてるけど、その内容をここで説明できるようにということで。

○山口裕委員長 じゃあ、後ほど報告ということで御容赦いただければと思います。

○城下広作委員 もうそれしかないですね、認めているというような形だから。

もう少し調べて、ここで説明するときは、こういう形で、こういう実績だったから、逆に言えば、この熊本県でも新規事業としてやりましようと言えば、我々も、ああ、それは期待したいという話になることですので。

ぜひ、じゃあそれはもう少し、恐らく実績あっていると思います。それを収集すれば納得することだと思しますので、よろしく願います。

○上塚教育政策課長 はい。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○増永慎一郎委員 39ページでございます。部活動指導員配置事業なんですけれども、

この部活動指導員というのは、具体的にその競技を指導される方なのか、そういった部活動全体的な運営をされる方なのか、ちょっと教えてください。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

部活動指導員につきましては、非常勤公務員という形で認定されまして、要するに部活動の指導、それと部活動の大会等の引率等もできるような形になっております。

○増永慎一郎委員 直接指導される方、引率される方ということでございますけれども、これはどういう競技でやるとか、そういった部分はある程度——どういう競技の指導員を確保するというのは、一番最初に計画をされているんですか。

○西村体育保健課長 部活動指導員の配置につきましては、予備調査を予算を組む前の段階で、市町村のほうの教育委員会等に照会をかけております。

その中で、これは運動部活動のみならず文化部のほうも可能でございまして、現実に吹奏楽あたりの指導者等もそこに含まれている状況でございます。

ですから、部活動を何か指定してというよりも、今現在ある各学校の部活動のほうを支援するような形ということでございます。

○増永慎一郎委員 実は、何でこれを聞いたかと申しますと、子供が部活動をしているのに、指導者が全然いない学校というのもあるんですよ。それも、何年も続けてですね。ですから、そういった部分が学校から要望が出ているのか出てないのかわかりませんが、せつかくその部活をやりたいということで入部をしたけれども、ひどい学校になれば、5年も6年も指導ができる先生がいな

い、素人の先生が教えられて、先輩たちがやってきた練習をそのままやっているというように感じですね。そういう学校も非常にあります。これは、小学校は別として、中学校、それから高校、これは両方ともあると思います。

ですから、事前にこういった指導員を送られる場合に関しても、また、先生たちの異動というのは、やっぱり授業の教科を中心にいろいろ入れかえをされると思うんですけども、何かその部活動が強い学校には専門の先生がよく行かれるんですけども、弱い学校にはなかなか行かないという現状もあるのではないかなというふうに感じております。

ですから、そういう部分は——そんなことはないよというふうに思われるかもしれませんが、私も、実際自分の子供に部活させて、弱小の中学校なんかにはなかなか先生が来られません。要は外部コーチがいるからということなんですけれども、外部コーチに委託されている部分に関しましては、先ほど申しましたように、なかなか、ただ単純に外部コーチとして少しだけの費用で来られておられますので、その責任もございませんし、試合前にちょっと練習を見たりとかというのが、あとはもう向こうのボランティアの形で来られている方が多いございますので、こういった部分に関しましては、やっぱり事前に、面倒くさいですけども、調査をしていただいて、こういった指導員の、まあ希望が来るということもございますけれども、それとは別に、いろんな教科ごとだけではなくて、やっぱりそういったマッチング、これも、何というか、ミスマッチがないような形でぜひ配慮をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○西村体育保健課長 部活動指導員につきましては、大きな目的は、先ほど教職員の負担軽減というのがありますが、もう一つは、や

はり魅力ある運動部活動の推進ということで、やはり現実に部活動の指導の経験のない先生や、ある程度はやったことがあるけれども、本格的に技術的な指導ができないというような先生たちが部活動の顧問につかわれている現状もございます。そういったところで、その大きな2つの課題を解決する意味で、この部活動指導員制度というのが出たところではございます。

また、委員御指摘のとおり、外部指導者は、ほぼボランティア等で指導されている現状も——毎年、学校体育調査等を行っておりまして、今現在も、熊本市を除いて、やっぱり600名を超える方々が今外部指導者で指導されている現状はございます。

今後も、部活動指導員の配置も含め、各市町村教育委員会、また、学校等にも周知を図りながら、改善には努めてまいりたいと思います。

○増永慎一郎委員 私の今の話の趣旨が何かちょっとずれているような感じがしたんですけども、この件に関しましては、時間がかかりかかるとは思いますけれども、適時私のほうも教育庁のほうと話をしながら、ぜひ改善して、物すごく改善していただきたい点だというふうに思っておりますし、やっぱり子供たちもせっかく——部活というのは、やっぱり自分の勉強とその部活というのは、学校生活の中の非常に中心になります。その中で、適切な指導を受けずに、中学校で一生懸命やったけれども、こういう形だったら高校に入ったときにやめてしまって、違う部活に行ったほうがいいのかというふうな思いもされますし、入ったからにはやっぱりしばらく続けたいという子もいっぱいいらっしゃいます。ですから、親もそういうふうに思っておりますし、この辺はそういったことがきちんと改善できるように、また今から先もいろいろ私のほうからも御要望を差し上げたいとい

うふうに思います。この件はこれで。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 学校安全・安心推進課に質問いたします。34ページですね。

小中学校、県立学校の児童生徒や保護者等に対して、専門家による教育相談を実施し、関係機関と連携してというふうにあります。が、専門家というのはどういう方なのか、そして関係機関というのはどういう機関なのか、教えてください。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

専門家というところの委員の御指摘でございますが、これはスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、それと警察官OBの方、それと教職員OBを学校支援アドバイザーということで配置をしております。そこを専門家という表現でくくっております。

あと、関係機関と連携してというところでございますが、ここはスクールカウンセラー等で面談をした際に、さらに医療機関等の専門的な機関ですとか児童相談所等、そういったところを含めまして関係機関というところにつないでおります。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

やっぱりいろんないじめ事件とかがあつてこういう課ができたのかなというふうに感じておりますけれども、やっぱり法律に専門的な方、例えば、弁護士さんとかそういう人たちがそこに入らなければ、何かなかなか解決しないのではないかなというふうに私としては思っていますが、その辺についてはどうでしょうか。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・

安心推進課でございます。

今委員御指摘のいじめ等の諸問題に対しては、県の教育委員会のほうに、いじめ等緊急支援チームという形で、県の弁護士会のほうから3名の弁護士の先生に入っているところでございます。

県立学校等からのいじめ等の重篤な相談がありましたら、即座にそちらにつなぎながら、また、市町村立の小中学校でのいじめ事案でありましたら、市町村教育委員会と一緒に話を聞いて対応するような形をとっております。

以上でございます。

○岩田智子委員 わかりました。

弁護士会のほうも、何か出前授業とかでいろいろされているということも聞いております。高校生とか、特に、18歳の成人とかも今度なりますし、いろんな面でもっと力を入れていただきたいなと思っております。なかなかやっぱり学校の先生とかの中では難しい面もあると思いますので、よろしく願います。

続けてよろしいでしょうか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○岩田智子委員 アプリの件なんですけれども、アプリは、子供のスマホに入れているわけですね。で、その状況、全員がそのアプリを入れているのかどうか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

いじめ匿名連絡サイトの件でございますが、これはスマートフォン等からURLを、またはQRコードで読み込んでアクセスするという形ですので、スマホをお持ちでない子供さんは、自宅のノートパソコン等からでも

アクセスすることができます。携帯端末等をお持ちでない場合には、各学校の図書室ですとかそういうところ、情報室にあります通常のパソコン等でも、場合によっては先生に言ってアクセスするようなことができる体制をとっております。

以上です。

○岩田智子委員 わかりました。

○山口裕委員長 ほかに質疑は。

○岩田智子委員 続けていいですか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○岩田智子委員 済みません、いろいろあつて。

水俣の授業のことなんですけれども、28ページですけれども、「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業で、毎回、これは本当子供たちに補助率、交通費なんかも出していただいて、全員が5年生でやっているというのは、とてもいい取り組みだと思っています。

環境保全とか環境問題もとても重要なんですけれども、ここにやっぱり人権の視点を入れてほしいという思いがすごくありますので、この文言の中にそういうところもちょっと入れてほしかったなというのがちょっと。要望です、これは。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、先ほどの働き方改革のところですね、7ページの。

これは、教職員が生き生きとやりがいを持って仕事できる環境をつくっていくということなんですけれども、私が見ていると、本庁から調査とかいろいろなものが教育事務所に行っ

て、教育事務所からそのまままた現場に行くんですよね。教育事務所は何の権限もないので、まあ私から言えば下請機関なので、言われたことをそのまま学校に伝える役目なんです。

そういう教育事務所に年間行く、教育庁、ひょっとしたら県庁で教育委員会以外のところからいろいろなことを調査してくださいとか、今何とか育、食育とか、育ってついたら全部教育委員会に行くんですよね。学校に、木育やれ、食育やれ、警察の何とかやれとかとって、全部教育でやれという話になるので、そういう調査とかが年間どれぐらい行って、教育事務所がスルーパスするので、現場にどれぐらい行くかというものも、ぜひそのあたりも調査をしないと、ただ学校現場のことだけ言ってもですね。

結局、皆さん方には、文科省とか、いろんな各省庁から来るんでしょうけれども、そこをしっかりと把握しないと、私は現場の働き方改革はできないと思っているんですけれども、その辺の問題意識はあるのかどうか。

○上塚教育政策課長 教育政策課長です。

実際の調査はしておりませんが、学校現場は、1回、ある高校にモデル的にちょっとお願いしたことがあるんですけれども、そのときは、やっぱり年間4,000件前後の何らかの通知とか調査を受けられています。それは、もうお知らせレベルも含めてなんですけれども、そのうち4割ぐらいが教育委員会関係の通知とか調査とかいうことがありました。

教育事務所に対しては、一応、知事部局とか教育事務所から通知をする分は、事前にうちのほうでチェックをしまして、錯綜するものがないとか、今必要なのかとか、そういうのをチェックして、できるだけ現場に御負担かけないような形で照会とか通知をするようにはしております。

○溝口幸治委員 ということは、今教育事務所経由で現場に行っている調査というのは、もう全部必要だと認めたものが行っているということ。

○上塚教育政策課長 はい。

○溝口幸治委員 じゃあ、それが年間どれぐらいあるんですか。

○上塚教育政策課長 それは、年間、私どもでやっている分は30件、40件だったかと思えます。

○溝口幸治委員 30件、40件、間違いありませんか、それ。私が現場から聞いている話は、相当丸が違いますけれども。じゃあ、いいです。じゃあ、後で調べてですね。

要は、その働き方改革をやる上では、本庁と教育事務所と現場、ここがしっかり役割分担をしないといけない。特に、皆さん方の下請機関である教育事務所に情報を出したら、彼らは何の権限もないので、そのままスルーで現場にやるんですね。現場に調査をそのまま投げるしかない。もっと本庁でしっかり、現場の働き方改革をやるんだったら、本庁でしっかり見きわめて、大事なものだけ教育事務所に流さないと、教育事務所は権限ありませんから、そのまま行きますから、そういうところでしっかりちゃんとやってください。

そして、件数については、後でいいので、調べて教えてください。

○上塚教育政策課長 委員長、済みません…

○溝口幸治委員 もう答えぬほうがよいかもしれませんよ、課長。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○城下広作委員 ちょっと運動会のことなんですけれども、私の地元の市内の小学校の運動会に、小学校、中学校、案内を受けて行きます。私の小学校、中学校は、昼休みを挟んで午後ちょっとだけ時間があります。だから、家族で弁当を食べると。弁当といいますか、家族一家がわっと来て、ほのぼのしい雰囲気、私たちの小さいときも、あれがまさに親と子が、ある意味ではそこで一体となって、まあ子供の成長を確認するというような場面だと思って。

ところが、最近は、運動会を午前中にやめて、まあ熱中症対策みたいに、それもそれは一つの考えがあるんですけれども、ここで、例えば14ページは、親の教育とか、まさに食育とか、朝御飯を食べようとか、いろいろそういうのをやっている部分は、親とのきずなとか食育の部分とかあるんだけど、運動会というのは、まさに、日曜日にやって、家族がそこでお互いが家族のきずなを確認し合う、最高の学校行事の中での場じゃないかと思うんですよ。

そこに、午前中に終わると、もう弁当というか、それもないんですよ。何か本当はそういう場面があったほうが、教育的にも、家族というのもだんだん今すさんでいるので、こういうところがいいんじゃないかと思うんですけど、これはもう全く現場に任せてばらばらと聞いたものだから、この辺は県としては、その方向性としては、それは仕方ない、まあ暑さ対策、熱中症が第一義なんだということでそっちを推奨するのか、現場の判断なのか、この辺の一貫性があるのかなのか、ちょっと確認したいと思っています。

○西村体育保健課長 運動会につきまして

は、体育保健課のほうからは、何かこういう形でやりなさいとか、短縮してやりなさいというような通知は一切出してはおりません。

今現場のほうで、いろんなことを考慮しながら、PTA等とも話し合いながら、各学校で工夫しながら、今やられていることではなかるうかと思っているところでございます。

○城下広作委員 そこは、ある程度——もう全く現場に投げたとすると、これは午前中終わると、競技種目ももう減らしているんですよ。減らして、出る回数も少なくして、午前中で11時半ぐらいに終わって、そしてもう帰そうとするから、非常に児童生徒も出る競技が少ないんですよ。そして、今まで保護者との競技の分もカットされているんですよ。地域の方が参加するような種目もなくしているんですよ。それによって短縮がなされているんですよ。

だから、だんだんだんだんそうやって短縮化することによって、まあ体を優先と言えどもそれまでかもしれない、気候優先と言えどもそれまでかもしれませんけれども、現にやっているところと——それはもう少し県の方向性とか、また逆に言えば、そのことによるプラスとかマイナスとか、その辺も検証しながら、ある程度答えを出すというか、助言していくということも大事じゃないかと思うけど、ちょっとその辺の考えを。

○山口裕委員長 誰か答えませんか。

○城下広作委員 どこか答えてもらえれば。知らぬと言うなら、それまでですけども。

○西村体育保健課長 申しわけございません。まだ実態については調査等を行っておりませんので、私たちも、現場からのいろんな、こういうことがあったというような話は伺っておりますが、実際の数的なものとか内

容等はまだ検証してない現状にございます。

○城下広作委員 要望です。ぜひ検証して、ある程度のやっぱり検証も必要じゃないかなと、実態把握も必要じゃないかと思っております。よろしく願いいたします。

○岩田智子委員 運動会の件なんですけれども、私の地元の小学校も、11時ぐらいには終わったんですね。それは光化学スモッグと熱中症対策のためでもあったんですが、来ていらっしゃる来賓の方々や住民の方々には好評でした、おおむね。そういう御意見、短くてよかったというのをわざわざ言ってくられた方が多かったです。1つの例として挙げています。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○島田稔委員 きょうは令和元年の主要事業の説明を聞いたんですけども、あと何か違和感を感じたのは、不登校対策の事業の説明がなかったものですから、どうなのかな、こういった取り組みはどんなふうなことをされているとかちょっと聞きたかったものですから質問したところですけども、何か対策——ここに上げてないだけです、こういう予算もらって、こういう事業していますよというのがあればお聞きをしたいと思うんですけども。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

委員御指摘の小中高校、特別支援学校における不登校対策の事業といたしましては、主要事業の説明資料34ページでございます。

チーム学校活性化事業が小中学校の不登校対策、県立学校いじめ・不登校等対策事業が県立学校の生徒のいじめ・不登校対策の事業

という形でございます。

スクールカウンセラー、県立学校は全てに配置をしております。小中学校につきましては、資料に明記しておりますとおり、小学校64校、中学校71校と教育事務所10カ所にスクールカウンセラーを配置しまして、全ての学校に不登校傾向のある児童の面談等につながるように配置をしております。

また、あわせて、家庭的に課題のありますところにつきましては、スクールソーシャルワーカーを同様に配置をしまして、対応を進めているところでございます。

以上でございます。

○島田稔委員 不登校イコール、僕はいじめだけじゃないと思うんですよね。そういう部分では、例えば、小学低学年で掛け算、割り算をよく理解できぬでもう1つ上の学年に行って、そして3桁、4桁の掛け算、割り算ができるはずはないわけですから、そういった意味では、もう勉強がおもしろくない、わかんないということでの不登校もたくさん私は事例としてあると思うんです。今重岡課長のおっしゃったのは、何かいじめが即不登校みたいな感じだったんですけれども、そういった対策があるかというふうにお尋ねしたところです。

○磯谷学校人事課長 資料の11ページをちょっと見ていただければと思います。

教育サポート事業ということで、今回、新規のスクールサポート事業の部分を説明いたしましたけれども、この中には3つ事業が実は含まれていまして、その1つが、市町村立学校サポーターというものでございます。

これは、学校が抱える課題に応じて、ふさわしいサポーターを非常勤講師として配置すると。その1番目が、ちょっと資料ではございません、申しわけございませんけれども、不登校支援サポーターが、教室外登校生への

個別の学習指導や休みがちな生徒に対して教室等で個別の学習指導——これはチームティーチングなどと言われてはいますが、等を行うということで、こちらのほうで、予算的には、済みません、紹介したのがここに書いている840万の部分を説明したんですけれども、市町村立学校サポーターのほうで3,800万ぐらい予算をとって活動をしているところでございます。人数的には25名という形で市町村立学校サポーター、計上しているところでございます。済みません、資料に入れずに説明ということになりまして、失礼しました。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

委員が先ほど御指摘のところ、説明が不十分で申しわけございません。

不登校の生徒さんは、確かにさまざまな要因で不登校になられております。家庭的な要因、学校への不適應、そういったもろもろに対しましてスクールカウンセラーを配置しまして、悩みを聞いて学校に来れるように、また、市町村によりましては、教育支援機関を設置しておりますので、学校に来れなくとも、まずは教育支援センターのほうに登校を促すなど、そういったところをスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーでアドバイスをしながら、不登校の改善に力を注いでいるという状況でございます。

以上でございます。

○島田稔委員 平成の何年ごろでしたか、私の子供がまだ小学校低学年のころ、御存じの方いらっしゃると思うんですが、個人学習診断テストというのが1～2年ありました、熊本県内で。それはどういうことかと言いますと、この子は非常に算数のここの部分が弱いとか、いわゆる個人別のカルテができるんですね。その弱いところを集中的に指導しよ

うということで聞いてもらったんですが、いろいろな面で反対もありまして、保護者やPTAとかなんとか。最終的には1年か2年で終わったんだろうと思うんですが、私は、やっぱりそういった個人の子供たちの、いわゆる学習のカルテもやっぱり必要なのかな、そこら辺が何かなされているのかなと思ったものですから、ちょっとお尋ねしたところです。わかりました。またよろしくをお願いします。

○古田義務教育課長 済みません、義務教育課でございます。

資料の27ページをおあけいただければと思います。

今島田委員から御指摘のございました個人学習診断テスト、本課で作成をし、平成15年から、ゆうチャレンジとして実施をしてきてまいったものですが、その一番上の学力向上対策事業の右側の事業内容の3番、熊本県学力調査の実施でございますが、本年度から、民間のノウハウを活用して、子供たちの個人表を経年比較ができるように充実をして、リニューアルしていく予定でございます。

今委員からお話あったように、カルテのようなもの、経年を3年生からずっと比較できるようなものを準備して、また、子供たちの個々のつまずきに応じたプリントを用意をする予定で今おります。この事業を本年度から開始をいたしますので、御紹介をさせていただきます。

○島田稔委員 ありがとうございます。結構です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませ

んか。

○城下広作委員 1つだけ要望です。

昨今とにかくいろんな事件、また、物騒な世の中になっていますので、パトロールの回数をとにかくいろんな地域でふやしていただくというのが一番抑止に強くなるのかなということで、これは警察の人員も少ないですけども、しっかり人員をとっていただいて、パトロールができるような形で、交番がなるべくあかないような形で体制を強化していただければという要望でございます。よろしくをお願いします。

○山口裕委員長 ほかに。

○増永慎一郎委員 どこで聞けばいいかわからなかったの、先ほど主要事業の中で、人事のことが出てきましたので、ここで聞きたいと思うんですけども、実は、私の地元には山都署と御船署の2つの警察署があります。住民の方々から、地元出身の警察官の方がなかなか赴任をされてこないという話を聞きました。地元の方がいらっしゃる、なかなか仕事にしにくいという部分はあるかもしれませんが、何か非常に、地元からどれぐらいの方が警察官になられて、活躍されているんだろうとか、何で地元に来られないのかということの相談をよく受けます。

今は、地域が非常に疲弊をしております、過疎化とかで。地域にやっぱり密着を余計してほしいという要望もございます。ですから、よければ、まあ幹部の方が地元に戻れるというのはなかなかないかもしれませんが、新任の方とか、そういった方々が地元でスタートを切るとか、そういったことができたらというふうに思っている次第でございます。

何か先生のほうは、最初に地元の近くから赴任をして、そして再配のときによそに回す

というような制度もとられているというふうな話も聞いておりますので、もし何かそういうことができるのかできないのか、もしあればちょっと教えていただきたいと思います。

○平良警務課長 警務課でございます。

今委員の御指摘、拝命後間もない若い世代のうちに、その縁故地での勤務はいかがかということでございますか。

○増永慎一郎委員 はい。

○平良警務課長 確かに、御指摘のとおり、地元ですから、地理に明るい、あるいはその地域の事情に非常に精通しているという側面的なメリットはあろうかと思えます。ただし、逆に言えば、その管内、いろんな関係者が多数居住しておられます。警察の職務柄、犯罪の捜査、交通の取り締まり、さらには許認可事務等多岐にわたる活動を行う中で、もちろんこれは公平、中立に職務執行を行いますものの、そういった関係者との関係で、逆に変な疑念を抱かれかねないというようリスクもございます。

したがって、原則といたしまして、例えば、出身地での両親の介護あるいは子の養育等々、特別な事情がある場合のほかは、原則として縁故地での勤務はこれまでも行わせていないというのが実情でございます。

○増永慎一郎委員 よくわかりました。

そういった話を地元で、こういう理由で来られないんだよというふうな形で聞けば、皆さん方御納得されるというふうに思いますので、もしそういう質問がありましたら、そういうふうに伝えたいと思います。ありがとうございました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○島田稔委員 最後に、1点よかですか。

大阪の吹田市で拳銃を奪われた事件があったんですけども、ニュースで見ましたら、何か拳銃のケースが、警察官御自身が抜かんと抜けないと、そういう新しいケースができて、今全国で予算をとってずっとしとると。大阪の場合も、もう既に導入しとるんだけども、被害に遭った警察官はまだ旧式のやつだった。熊本県警ではどんなふうか。何かもうそういうふうなのは普及されているんですか。

○平良警務課長 島田委員御指摘の新しい拳銃、ホルスターの関係でございますけれども、確かに警察庁で措置して、順次各都道府県警察に配分をしていると伺っております。

ただ、本県にいつの時点で配分がなされるかという具体的な時期までは明確にはなっておりません。

○島田稔委員 わかりました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了します。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後0時59分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部のほうから、先ほどの質疑に対する説明を行いたいとのことでございますので。

○上塚教育政策課長 先ほど御質問いただいた業務改善アドバイザーですが、これはアドバイザーを候補者として選定しております

が、これは全国各地で学校とか教育委員会向けのいろんな研修や講演、あるいはアドバイザーとして学校現場に入っている方です。

それぞれ各学校での実績をお持ちですが、例えば、お1人、この方は、ことし1月、本県のシンポジウムで講演をいただいておりますが、滋賀県の学校に入っていて、結果として、80時間超えの職員が12名から4名に減るとか、教頭の月残業が37%減るとか、そういった実績をお持ちの方、こういった方を候補者として選定させていただいております。

これを、今各県立学校、募集中でございます。募集に応じまして、こういった先生方を派遣したいと考えているところでございます。

以上です。

○山口裕委員長 答弁がありました、何か。大丈夫でしょうか。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

お手元の委員会説明資料の表紙に「(令和元年度6月補正予算等)」と記載のある資料をごらんください。

2ページをお願いいたします。

令和元年度6月補正予算について、まず社会教育総務費でございますが、91万3,000円を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

1の(1)子どもの読書活動推進支援事業でございますが、これは国の委託事業で、子供の読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた取り組みを実施し、その成果や課題について検証、分析する経費でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

2ページの下段をお願いします。

教育指導費でございますが、109万5,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)英語エンパワーメント事業でございますが、本年度の新規事業として、当初予算で予定しておりました内容に加え、昨年度末に国へ申請した事業が今回認められたものを追加計上するものでございます。

この事業は、新学習指導要領で求められる生徒の英語での発信力を高める授業のあり方について研究し、普及を図るための教員指導力向上研修等に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上塚教育政策課長 教育政策課でございます。

3ページ上段をお願いします。

報告第1号、平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。教育政策課のところをごらんください。

教育総務費の上益城教育事務所管理運営費でございますが、上益城教育事務所については、熊本地震の影響で、現在御船高校のセミナーハウスに入居しておりますが、上益城総合庁舎災害復旧工事の入札不調、不落による発注計画の見直しに伴い、事務所移転に不測

の日数を要し、年度内執行が困難となったため、116万6,000円を繰り越したものでございます。

また、教育センター施設整備事業費については、教育センターのトイレ改修を行うものですが、熊本地震災害復旧工事との調整及び熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したことにより、年度内の執行が困難であったため、3,386万1,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく、3ページの下段をお願いいたします。

社会教育費の青少年教育施設管理運営費でございますが、これは、豊野少年自然の家の宿泊棟トイレその他改修工事に係るものでございます。

繰り越しの理由欄でございますが、入札不調により工事開始がおくれ、年度内執行が困難となったため、工事費1億1,668万2,000円を繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

4ページの上段をお願いいたします。

文化財災害復旧費ですが、これは、熊本藩主細川家墓所ほか40カ所の指定、登録及び未指定文化財の災害復旧について、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工や設計作業に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、4億7,371万2,000円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料の4ページ下段をお願いいたします。

1段目の高等学校校舎新・増改築事業費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築について、熊本地震の影響による復旧工事との調整により、年度内執行が困難となったため、3億1,864万9,000円を繰り越したものです。

次に、2段目の高等学校施設整備事業費ですが、これは、済々黌高校体育館アリーナ床塗装改修ほか59件について、熊本地震の影響による復旧工事との調整により、年度内執行が困難となったため、17億3,252万8,000円を繰り越したものです。

次に、3段目の県立学校施設長寿命化プラン策定事業費ですが、これは、県立学校施設の長寿命化プラン策定業務委託について、個々の施設の実態把握に不測の日数を要したことにより、年度内執行が困難となったため、142万2,000円を繰り越したものです。

次に、4段目の特別支援学校施設整備事業費ですが、これは、盲学校校舎屋上防水改修ほか14件について、熊本地震の影響による復旧工事との調整により、年度内執行が困難となったため、3億866万9,000円を繰り越したものです。

最後に、5段目の県立学校施設災害復旧費ですが、これは、第二高校仮設校舎解体ほか1件について、設計変更の不測の日数を要したことにより、年度内執行が困難となったため、5,503万1,000円を繰り越したものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

5ページ上段をお願いします。

特別支援教育環境整備事業費でございますが、これは、熊本はばたき高等支援学校の校

舎新築工事ほか2カ所について、熊本地震の影響による資機材不足により、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、4億6,603万6,015円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議をよろしく願います。

○西村体育保健課長 5ページ下段をお願いします。

県営体育施設整備事業費でございますが、これは、県立総合体育館の受変電設備更新工事において、熊本地震の影響により、人員の確保に日数を要し、年度内の完了が困難となったため、及び藤崎台県営野球場のブロック塀撤去及び再建工事において、工事箇所が文化財包蔵地であり、設計に時間を要するため、2,939万9,000円を繰り越したものでございます。

続きまして、県営体育施設災害復旧費でございますが、これは、熊本県総合射撃場の工事において、熊本地震の影響により、人員の確保に日数を要し、年度内の完了が困難となったため、2億8,237万2,480円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○中村文化課長 文化課でございます。

6ページ上段をお願いします。

報告第5号、平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明いたします。

文化財災害復旧費でございますが、これは、ピーエス熊本センター、旧第一銀行熊本支店ほか6カ所の国登録文化財及び未指定文化財の災害復旧について、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工に不測の日数を要し、年度内執行が困難となったため、7,628万3,000円

を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

6ページ下段をお願いします。

特別支援教育環境整備事業費でございますが、これは、熊本はばたき高等支援学校の校舎新築工事について、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となるなど、工事施工に不測の日数を要したため、6億1,071万円を繰り越したものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○西村体育保健課長 資料7ページをお願いします。

第15号議案としまして、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について御提案いたしております。

内容につきましては、8ページの概要のほうをごらんいただければと思います。

熊本県立総合体育館大体育室に新たに設置する大型映像装置につきまして、条例に使用料を追加するもので、令和元年10月2日から施行することとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

9ページをお願いします。

報告第17号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、今年度の家庭教育支援の推進に関する施策を取りまとめ、御報告するものです。

9ページから15ページに、今年度の関係各

課の取り組み及び予算額を一覧にしております。

主な内容につきましては、平成30年度の取り組みと成果も含め、16ページから御説明いたします。資料16ページをお願いいたします。

一番上の議案番号の記載がある四角枠囲みの下をごらんください。

まず、推進体制ですが、条例施行の平成25年度にくまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、年2回会議を行っております。今年度は、5部局18課で構成しております。

次に、1の平成30年度の主な取り組みと成果について御説明いたします。

昨年度は、5部局17課で72の施策に取り組みました。以下、各柱ごとに事業の取り組みの例を示しながら御説明いたします。

(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供につきましては、太字のところになりますが、くまもと親の学びプログラムを活用した講座、親の学び講座の推進に社会教育課で取り組みました。

保護者を中心に、この講座を県内2,582カ所で開催し、8万9,805人が参加しております。

(2)の親になるための学びの推進につきましては、丸のところですが、中高生を対象とした親の学び講座の推進に社会教育課で取り組みました。

間もなく大人になる中学生や高校生に、大人になったときに、親になったときという視点を盛り込んだ自立を育むプログラム、このプログラムを親の学び次世代編と申しておりますが、このプログラムを活用した講座を、中学校48校、高等学校19校で実施しました。

(3)の人材養成につきましては、幼児教育アドバイザー派遣事業に義務教育課で取り組みました。

幼児教育アドバイザーを県内の認定こども園、幼稚園、保育所等の36園に派遣し、教育、保育の内容等についての指導、助言を行い、幼児教育の質の向上を図りました。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、次の17ページをごらんください。

地域未来塾推進事業に社会教育課で取り組んでおります。

家庭の事情等の理由で、家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子供たちのために、放課後や夏休みに、教員OB等による学習支援を25市町村、49中学校で実施し、延べ3万1,064人が参加しております。

(5)の相談体制の整備及び充実につきましては、ひとり親家庭支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業に子ども家庭福祉課で取り組んでおります。

さまざまな困難を抱えているひとり親家庭等の自立に向け、就業、生活、養育等のニーズに対する総合的な相談支援を行っております。

(6)の広報及び啓発につきましては、くまもと家庭教育推進フォーラムに、家庭教育支援条例関係課と開催市町村で連携して取り組みました。

フォーラムでは、家庭教育支援の振興に功労があった個人、団体の表彰や家庭教育に関する講演を行い、条例の周知と家庭教育支援の機運を高める啓発を行っております。

次に、その下の四角枠内をごらんください。

それぞれの施策を推進する中で、課題も明らかになってまいりました。

1つ目の丸の乳幼児の保護者への学習機会の提供につきましては、県内全市町村に親の学び推進園を106園配置し、親の学び講座等に取り組んだことで普及は進みましたが、小中学校と比べるとまだ十分でないということ

でございます。

2つ目の丸の中高校生への学習機会の提供につきましては、集団宿泊研修や年度初めのホームルーム等での親の学び次世代編の活用が進んでおりますが、活用場面や効果の周知をさらに図る必要があるということでございます。

3つ目の丸の広報、啓発につきましては、家庭教育推進フォーラムの開催や家庭教育支援チームの登録拡大を通して条例の周知や家庭教育啓発に取り組んでおりますが、さらに工夫の必要があるということでございます。

次に、18ページをお願い申し上げます。

2の令和元年度の主な施策についてですが、先ほどの課題を踏まえた3つの取り組みについて御説明いたします。

(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供につきまして、四角枠内をごらんください。

課題を踏まえ、乳幼児の保護者の親としての学びを支援する学習機会の提供について、県内全市町村に配置している親の学び推進園を133園に拡充し、推進園を軸に講座開催のさらなる拡大に取り組んでまいります。

次に、(2)の親になるための学びの推進につきまして、四角枠内をごらんください。

課題を踏まえた取り組みとして、中高生が親になるための学びの機会の提供について、平成27年度から3カ年、高校を中心に実施した研究指定校での成果をまとめたリーフレットやプログラム活用を周知し、今年度実施する実践協力校12校、この12校は全て中学校でございますが、ここを拠点としてさらなる普及に取り組んでまいります。

19ページをお願いいたします。

(6)の広報及び啓発の四角枠内でございますが、広報及び啓発の工夫については、親の学び講座を初めとするあらゆる機会において、さらなる周知啓発を行います。

また、子育て世代をターゲットに、各種イ

ベントやテレビ、ラジオ等のメディアを活用して周知啓発を行ってまいります。

以上のとおり、今年度も関係課と連携、協力して、家庭教育支援の推進に取り組んでまいります。

なお、20ページからは、平成30年度の取り組みの詳細を、31ページからは、令和元年度の取り組みの詳細を記載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

○荒木会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、警察本部の説明資料の1ページをお願いします。

報告第1号、平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、1段目をごらんください。

事業名、警察施設維持管理費につきましては、翌年度繰越額が8,926万5,940円となっておりますが、これは、本部警察棟の排水処理設備改修工事及び空調関係の改修設計委託に係るものでございます。

次に、2段目の警察施設整備費(単独事業)では、8,992万3,000円の明許繰り越しとなっておりますが、これは、熊本中央警察署薬園町交番及び玉名警察署寺田駐在所新築工事に係るものでございます。

これらの事業は、入札不調や熊本地震以降の作業員不足等により、計画、設計に関する諸条件の変更を余儀なくされ、平成30年度内の完了が困難となったものでございます。

以上、2つの事業で4カ所分の工事費、総額1億7,918万8,940円を繰り越しております。

予算関係の議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○開田首席監察官 監察課でございます。

資料の2ページと3ページをお願いいたします。

報告第14号、専決処分の報告についてでございます。

これは、公用車交通事故の専決処分5件の和解及び損害賠償額の決定について御報告させていただくものでございます。

それぞれの事故の概要につきましては、おめくりいただいて、資料の4ページに記載のとおりでございます。いずれも相手方への賠償は、全て警察が加入する自動車保険で対応しております。

なお、本年5月末現在の公用車交通事故は、警察側にも何らかの責任のある事故が13件発生しておりますが、対前年比ではマイナス4件と減少傾向でございます。

引き続き、職員の事故防止のための意識啓発と指導、教養等に取り組んでまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で付託議案に関する全ての説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 2ページの社会教育総務費のこの子ども読書活動推進支援事業、特定財源で国支出金ということなので、国が実施する調査を行うということか、それとも県の何か補助事業をもらってやるということなのか。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございま

す。

これは、文科省の31年度の新規委託事業でございます。家庭や地域、学校連携のもとに、子供の読書習慣の形成に向けて、小中高それぞれの発達段階に応じた取り組みを実施するというので、その成果や活用について検証、分析する事業でございます。

菊池市を委託先にしておりまして、菊池市の隈府小、菊池南中、菊池高校、菊池女子高校、それと菊池市の図書館に再委託をしまして、それぞれ中高生が小学生に読み聞かせを行うとか、小学校でやる読書活動に関する教職員の研修をやる、そのような感じで、熊本県がやる部分と、あと菊池市が実際中高生が小学生に読み聞かせ活動をする事業を実施するという形で、県と菊池市が一緒になってやるような事業でございます。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 なかったら、もう1点いいですか。

○山口裕委員長 はい。

○溝口幸治委員 家庭教育支援条例の報告をいただきました。まあ御存じのとおり、これは議員提案でつくった条例で、おかげさまで全国いろいろな都道府県も今家庭教育支援条例をつくられて、非常に先進的な取り組みでいいなというふうに思っています。視察もたくさん来て、社会教育課も大変だと思いますけれども。

済みません、今説明していただいた中で、ひょっとして入っているのかもしれませんが、義務教育課で、幼児教育のところ、私立幼稚園とかにお願いして、ことし冊子ができましたよね、年度末か何か。あれって、それぞれの家庭教育支援をやっているものな

んかの事例が載っていたりしたんだってと記憶しているんですけども、あれって、今の報告の中ではどこに出てるんですか。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

11ページの25、26番のところに、幼児教育推進体制の充実・活用強化事業というのがございますけれども、園内研修、ガイドブック、委員お話の部分だと思っておりますが、この部分に当たるというふうに思っております。

○溝口幸治委員 その部分に当たるんですね。わかりました。

いいですか、委員長、済みません。

○山口裕委員長 どうぞ。

○溝口幸治委員 条例の44ページですね。

ずっと、1つだけ私が解決できてないと思っていた条文が、実はこの第17条の「県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」という、ここが非常にうまくできないなど思っていたんですけども、今度のその冊子は、まさにこの条文に当てはまるものではないかと私は思っていて、非常に高く評価をしていますので、そういった意味では、しっかり科学的知見を集めて情報収集して、それをまたいろいろ広めるというふうに使えるのではないかと思っていますので、有効に、せっかくなつくた冊子ですから、いろいろな各関係機関にしっかり周知徹底をしていただいて、活用していただきたいというふうに思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。——なければ、引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第15号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○中村文化課長 文化課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項をごらんください。A3でカラーのものが2枚ついているかと思っております。

1ページをお願いいたします。

創造的復興に向けた重点10項目につきましては、それぞれの担当部局での御説明となりますので、文化課からは、④熊本城の復旧について御説明させていただきます。

熊本城については、平成30年3月に、県、国土交通省、文化庁との連携のもと、熊本市において、熊本城復旧基本計画が策定され、現在、復旧工事に取り組みられています。2020年春には、特別見学通路が開通し、城内の観覧が可能となります。

なお、2019年10月に大天守の外観が復旧する予定であり、国際スポーツ大会の開催に合わせ、10月5日から特別公開が実施されます。また、2021年春には、大天守全体の復旧が完了し、天守閣内部の公開も開始される予定です。

復旧完了は、2038年度を予定していますが、県内外の皆様や経済界からの多大な御支援をいただき、復興に向けた確かな歩みを進めています。

5月16日には、知事が熊本城の復旧状況を視察したところです。今後も、県としても、熊本地震からの復興のシンボルである熊本城の復旧について、国と連携し、積極的に支援してまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○平良警務課長 警務課でございます。

資料は、その他報告事項、警察本部の資料をお願いいたします。

警察本部が所管いたします条例等議案等の報告といたしまして、まず、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明いたします。

本件につきましては、上位法令の改正に伴い、県関係の条例を一括して改正するものであり、総務常任委員会において審議されることから、報告事項としております。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度の創設、臨時的任用職員等の任用要件の厳格化が行われることに伴い、関係条例の規定の整

備等を行うものであります。

この中におきまして、警察本部が所管いたします熊本県警察職員定数条例及び熊本県警察職員の懲戒に関する条例、この2つの条例の一部改正を行うこととしております。

まず、熊本県警察職員定数条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、定数条例の対象となる職員の定義につきまして、表記の整理を行うものであります。

次に、熊本県警察職員の懲戒に関する条例の一部改正につきましては、今回の法改正により、一般職の非常勤職員として創設される会計年度任用職員が懲戒の対象となることに伴い、関係規定の整備を行うものであります。

なお、現在、警察本部において任用しております交番相談員、スクールサポーター等の非常勤職員につきましては、原則といたしまして、常勤職員の通常の勤務時間よりも勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員に移行する方向で検討を進めております。

施行日につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行される令和2年4月1日としております。

以上です。

○林生活安全部長 私からは、同じく資料、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について(生活環境課)について御説明をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、総務常任委員会で御審議をいただくものですが、警察関連の事項が含まれておりますので、御説明をさせていただきます。

本年10月1日に予定をされております消費税等の税率引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年5月24日に公布をされ、同じく10月1日に施行予定でありますので、地方自治

法の規定に基づき、改正された政令に従い、条例の手数料を改定させていただくものです。

今回の改正条例案では、20項目の手数料に関し、その額が改定されておりますが、このうち警察所管の事務での改定は、1つが、特定遊興飲食店営業相続承認申請など、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係が3件、猟銃及び空気銃取扱講習会受講手数料など、銃砲刀剣類所持等取締法関係が3件、それに、3つ目に、機械警備業務管理者講習受講手数料の警備業法関係が1件ということで、合計の7件となっております。

これらの手数料に関し、現行の金額に比べ、100円から1,000円引き上げるといふこととなるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○平良警務課長 続きまして、熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本件につきましても、これまでの件と同様に、県関係の条例と一括して改正するものでございまして、総務常任委員会において審議されますことから、報告事項としております。

この条例は、工業標準化法が一部改正され、同法に定めます日本工業規格が日本産業規格に改められるところ、宣誓書等の様式の寸法の定着状況を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

この中におきまして、警察本部が所管する熊本県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例に定める宣誓書の寸法を示す日本工業規格A4の表記を削除することとしております。

施行日につきましては、本条例の公布日としております。

以上でございます。

○山口裕委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員の皆さんから何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回教育警察常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後1時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長